

6 月 1 6 日 (第 1 日)

6月16日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	山本秀男
13番	胡子雅信	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	江郷壱行
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	廣中伸孝
教育次長	小栗賢	消防長	丸石正男
企業局長	木下隆		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	一般質問

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、おはようございます。

皆様方には、早朝よりお越しいただきまして誠にありがとうございます。

また、傍聴者の皆様、早朝より傍聴にお越しくださいまして誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本市では、4月6日に1名の感染者を出して以降、1人も発生がない状況でございます。これもひとえに市民の皆様の外出自粛、事業者の休業、時短営業など感染症予防対策の協力の結果であり、心から敬服致すところでございます。徐々に制限も解除されておりますが、感染の拡大を防ぐためには、ここにおられます皆様方、また市民の一人一人が感染予防の徹底が必要でございます。引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

このような状況の中、広島県は、6月10日に梅雨入りをしました。これからは、大雨また台風の季節となってまいります。災害の対応、また新型コロナウイルスの対策を万全に期することが重要になってまいります。皆さんもこの点につきましては、御協力のほどよろしく願いをいたします。

また、本日始まります6月定例会、議事がスムーズにまいりますよう、御協力をお願いいたします。

なお、本日の定例会に際して、報道関係者から、写真・映像の撮影及び録音の申し出がありましたので、江田島市議会傍聴規則第14条の規定により、これを許可いたしました。

ただいまから、令和2年第3回江田島市議会定例会を開きます。

ただいまの出席議員数は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（吉野伸康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和2年第3回江田島市議会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして深く感謝いたします。

また、市民の皆様には早朝から定例会の傍聴にお越しをいただき、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、4月16日に政府から全国に出されました、新型コロナウイルス特別措置法に

基づく緊急事態宣言が5月25日に全面解除となり、3週間が経過をいたしました。新型コロナウイルスが猛威を振るう中で、治療の最前線で御尽力いただいた医療関係者の皆様、そして感染防止に取り組んでいただいた市民の皆様に心から敬意を表し感謝を申し上げます。

さらには、厳しい状況にあってもこの間、呉農業協同組合様を初め、市内外の企業の皆様、市民の皆様からマスクやフェースガード、防護衣や現金など多くの寄附をいただきました。寄せていただきました物資につきましては、医療機関や介護施設、保育施設や小中学校などで大切に活用させていただいております。心より感謝申し上げます。

現在、全国的にも感染状況は落ち着いてきており、感染の確認例は東京都など一部の地域に限られてきております。社会経済活動の再開の動きが広がる中、厚生労働省から示されました今後の対策の長期化に備えた感染拡大を予防する新しい生活様式への移行の取り組みも進められてきております。

本市におきましても、4月6日の1例目の感染確認以降は感染例は確認をされておられません。6月1日からの小中学校の全面再開や、市民センター及び交流プラザ等の利用制限の解除など、国の基本的対処方針や県の対処方針を踏まえ、第2波による感染拡大の防止に備えつつ、日常を取り戻す取り組みに努力してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市民の皆様には大変厳しい生活を願うこととなっており、10月に開催を予定しておりました、ヒロシマMIKANマラソン大会も今回は残念ながら中止を決定いたしました。

しかしながら、このような事業の中止を決定せざるを得ない状況の中にもありましても、心励まされる、勇気づけられる3つの出来事がございました。

1つ目は、6月1日に瀬戸内を中心に活躍するアイドルグループ、STU48のメンバーで初代江田島市広報大使の矢野帆夏さんが、市内全ての保育施設を訪れてペーパークラフト「STU48号」をプレゼントしていただきました。新しい園舎での保育をスタートしたばかりの、その初日、認定こども園のうみでは多くの園児とゲームを楽しみ、触れ合いの時間を過ごしていただきました。

プレゼントに添えられた保護者の方へのメッセージには、「保護者の皆様の笑顔、そして何よりお子様の笑顔、元気な笑い声が江田島の自然の中であふれている日常に1日も早く戻ることを心より願っております。」と矢野帆夏さんの私たちと意思を同じくするお手紙に温かな気持ちをいただきました。

2つ目は、6月5日地域おこし協力隊員1期生として、オリーブ栽培やその特産品づくりに尽力いただきました、西村京子さんの「しまのぱん s o u d a !」がオープンをいたしました。店の名前のs o u d aは江田島の美しい空と海と大地の頭文字からとられたそうで、島の間伐材を燃料に使って、石窯で焼き上げるのが特徴だそうです。

地域おこし協力隊の1期生として、江田島市を選んでいただき、さらにその当時の夢であったパン屋さんをこの島で実現していただいた。その西村さんの夢に向かう行動力に私も大いに元気と勇気をいただいたところであります。

3つ目は、江田島オリーブ株式会社が製造いたします、「安芸の島の実 江田島搾

り」が本年5月にニューヨークで開催されたニューヨーク国際オリーブオイルコンペティション2020において、27カ国、871本がエントリーをする中から見事に金賞を獲得したことであります。

昨年イタリアでの金賞に続いての今回の受賞は、本市の生産者の皆さん及び加工者の皆さんにとって、これまで培ってこられた生産技術、加工技術が国際的に高く評価されたものであり、オリーブを通じての市民と企業、行政の地域連携による活気あるまちづくりに弾みをつけていただきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みは長期化が予測されております。加えて出水期を迎え、市民の皆様ごの安心・安全な生活を守る取り組みは細心の注意が必要となります。引き続き市民の皆様ごの生活に寄り添い、求められる施策の実現に尽力をしてまいります。議員各位の一層の御支援と御協力をお願いいたします。

さて、今議会では、新型コロナウイルス感染症対策に関する法改正に対応した規定の整備や江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案など、当面する市政の重要案件につきまして御審議をお願いすることといたしております。これら各案件につきましては、後ほど御説明を申し上げます。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、4月開会の臨時会以後の市政の主な事柄につきまして、主なものを報告をさせていただきます。

市政報告書1ページ、2項目めでございます。認定こども園のうみ落成式についてでございます。

認定こども園のうみ園舎の完成に伴いまして、5月26日、同園舎で落成式を開催いたしました。当日は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模を縮小し21人の来賓をお迎えし、祝辞に続きテープカットを行い完成を祝いました。今後は明るく広々とした園舎や園庭で子供たちが元気に伸び伸びと遊び、安全で楽しい毎日を過ごせるよう保育に努めてまいります。

他の項目につきましては、報告書のとおりでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定による定期監査及び行政監査の結果について及び、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和2年1月から令和2年4月に係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

朗読は、省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉野伸康君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番 沖元大洋議員、11番 上松英邦議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（吉野伸康君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月23日までの8日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

最初の質問、答弁は登壇し、通告項目について質問、答弁を行う総括質問方式、再質問から質問、答弁は自席で行う一問一答方式となっていますので、よろしく願いいたします。

また、類似した質問要旨は議事進行の観点から、重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

なお、本定例会に関しましては、自席で行う質問、答弁については、着席のまま発言してください。

16番 浜西金満議員。

○16番（浜西金満君） 皆様、おはようございます。16番議員の政友会の浜西金満です。

通告に基づきまして、2項目について質問いたします。

1つ目としまして、次期市長選挙について、令和2年12月4日任期満了の本市の市長の任期が約半年に迫っています。この4年間の市長の施政方針を見ると、人口減少対策を最重要課題とし、平成30年7月豪雨災害の早期復旧に引き続き全力で取り組まれ、「しごとの創出」、「子育てしやすい環境づくり」及び「健康寿命の延伸」の3つを重点テーマとして、本市の活力づくりに取り組んでこられたが、どのくらいの達成感がありますか。そして、引き続き市長としての取り組む決意を伺います。

2つ目の項目としまして、商工業に対する新型コロナウイルス感染症対策について。

中国で発生した新型コロナウイルスが世界中で感染拡大し、我が国においても4月7日に東京都を初めとする7都道府県に緊急事態宣言が発令され、4月16日には、この対象区域を全都道府県に拡大されました。そのような中、本市においても1人目の感染

者が確認されました。その後、5月14日に改めて感染状況の変化などの分析、評価を行い、広島県を含む39県においては緊急事態措置が解除されたが、今後も感染拡大防止を継続して取り組むとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えにも支援が必要と考えます。本市の商工業に対する今後の支援策について伺います。

以上、2項目についてよろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 浜西議員から2項目の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

答弁が長くなりますので、御容赦いただきたいと思います。

初めに1項目めの次期市長選挙についてお答えをさせていただきます。

私は、平成28年12月5日に第3代江田島市長に就任をさせていただき、あっという間に3年と6カ月が経過をいたしました。この間、「江田島市にとって、市民にとって何が最善なのか」このことを唯一の判断基準として職員にも問いかけながら、「住む人も、訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」の実現に向け様々な施策に全力で取り組んでまいりました。ここまで市政を進めてこられたのも、ひとえに市民の皆様や市議会を初め、各界の皆様の御支援、御協力のたまものであり、深く感謝とお礼を申し上げます。

また、私と一緒に力を合わせながら市政を進めていくれている土手副市長、小野藤教育長を初めとする職員の皆様にも心から感謝をしております。

さて、私のこれまでの市政運営を振り返りますと、平成30年発生した豪雨災害、そして令和の御世となって今もなお渦中にある新型コロナウイルス感染症の流行と、かつて経験したことのない天災に見舞われる中であって、市民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先に取り組み、将来を見据えた暮らしの基盤づくりに心を尽くしてまいりました。

私が市政を推進する上で掲げた重点テーマは、「しごとの創出」「子育てしやすい環境づくり」及び「健康寿命の延伸」の3点でございます。

1点目の「しごとの創出」に関しては、能美海上ロッジに代わる新ホテル整備事業、ビジネス支援のための、がんばりすと応援事業の創設、フィギュアスケート国際大会へのオリーブ冠の採用などによる認知度の向上、観光戦略チーム「一歩」の立ち上げ及び市民ワークショップなどの運営などを行ってまいりました。

2点目の「子育てしやすい環境づくり」につきましては、認定こども園など子育て関連施設の整備や英語教育・保育の特色づくり、小学校への空調整備など教育環境の充実、大柿高校の存続に向けた魅力化の取り組みの推進、通学定期補助などによる子育て経費の軽減などを行ってまいりました。

3点目の「健康寿命の延伸」につきましては、インターネット、電話による集団検診受診の勧奨、百歳体操など通いの場への参加活動等に対するマイレージポイントの付与、モデル地域における住民主体の健康づくりに関する取り組み支援、高齢者等に対する救急医療情報キットの交付などを行ってまいりました。

そのほかにも、ハード面では、地域活動の拠点となる市民センターや交流プラザの整備、安全・安心を守る消防本部及び消防出張所の整備、玄関口となります三高港ターミナルの整備など、基盤整備を進めつつ、ソフト面では、外国人市民との交流を促進する江田島市国際交流協会の設立などを行ってまいりました。

また、市民の皆様にご満足いただける職員を育成するために、市政を牽引する職員のスキルアップを目指した研修の充実にも取り組んでまいりました。

こうした取り組みが少しずつ芽生え、私が就任した平成28年度に55.2ポイントであった市民満足度調査の平均値が令和元年度には0.4ポイント増の55.6ポイントとなっております。決して大きな伸び幅とは言えませんが、この間の市政について、市民の皆様から一定の評価をいただいているのではないかと感じているところでございます。

しかしながら、本市の最重要課題である人口減少については、改善の糸口をつかむことができておりません。これからは、市政の発展に寄与されてこられた高齢者の皆様を初めとする、全ての市民の皆様と江田島市の将来を担う次の世代のために、このまちで明るい夢を描けるよう、未来を展望した施策に積極的に取り組んでいきたいと決意しているところでございます。したがって、市民の皆様から信任、また負託をいただくことができますならば、引き続き議員の皆様や市民の皆様とともに、全身全霊、江田島市の発展にこれからも尽くしていきたい、このように考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、2項目めの商工業に対する新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

本市では現在、売上高が減少している商工業等事業者の皆様への継続的な経営に対する支援を行うため、江田島市商工会と連携を図りながら、「江田島市がんばる商工業等支援金」を創設いたしております。

この支援制度は、金融機関から融資を受けた額の2%、上限30万円を支給するもので、現在27件、524万円の申請を受け付けております。5月29日には、第1回目として5件、140万円を迅速に支給したところでございます。

さらには、緊急事態措置期間中の4月22日から5月6日までに感染拡大防止のため、県の休業等の要請に全面的に協力していただいた商工業等事業者の皆様に対しまして、県から、広島県感染拡大防止協力支援金が支給されております。現在、県において本市から109件の申請を受け付けていただいております。本市は、この協力支援金の3分の1を負担するものでございます。

今後の支援策といたしましては、雇用調整助成金等の申請に必要な書類作成において、社会保険労務士に委託した際の手数料を支援するため、江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金事業を進めてまいります。

この事業は、社会保険労務士に委託した際の手数料に対しまして、上限10万円を支給するものでございます。

さらには、休業や営業時間短縮により売上高等が減少している飲食店に対しての支援策で、40%のプレミアムつきお食事券を発行する、食べて応援！「エタジマ ミライ

ート PROJECT」がございました。

この事業は、飲食店の応援の方がこれから利用しようとする店舗で、飲食代金の先払いとなるお食事券「ミライト」を購入し、飲食店の方は、すぐに現金が得られることから、当面の経営資金の確保が可能となるものでございます。

なお、このほかにも国の持続化給付金制度や民間金融機関からの3年間無利子の融資制度などがございます。今後も広報及びホームページで広く制度の周知に努め、江田島市商工会と連携を図りながら、消費喚起策を実施することで商工業に対する資金繰り支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 浜西議員。

○16番（浜西金満君） 明岳市長の江田島市に対する成果と決意を伺いました。

そこで、改めて明岳市長に次の市長選挙に向けた決意のほどを確認させていただきま

す。

明岳市長は就任して3つの重点テーマを掲げ、市政を運営してこられました。御自身で振り返り、どのような評価をされていますか、質問いたします。

○議長（吉野伸康君） 明岳市長。

○市長（明岳周作君） 市長に就任させていただきましてからこの3年半、日々懸命に江田島市の課題解決に向け駆け抜けてきたというのが、今の私の率直な思いでございます。平成30年の7月に発生した豪雨災害から3年目を迎え、これまで建設業者の方々にも懸命に頑張らせていただいております。

しかしながら、未曾有の大災害でありましたことから、完全にはその傷跡はいまだ癒えてはおりません。市民の皆様にも、大変な御心労や御心配をおかけしておりますこと、誠に申しわけなく思っているところでございます。全職員一丸となりまして復旧にさらに取り組んでまいります。

他方、こうした災害に見舞われながらも、私が掲げた3つの重点テーマにつきましては、少しずつではありますが、市民の皆様にも浸透し、施策も着実に進められているのではないかと感じております。そうした中、私は常々職員に「市役所の職員の使命は市民の皆様の喜びをふやし、悲しみを減ずること」というふうに言い続けております。この思いを職員と共有し、これからも日々精進をしております。

ただいま浜西議員さんから、市政に対する評価を問われましたけれども、この評価には多様な考え方がございます。私自身が自己評価をすることは控えまして、市民の皆様や浜西議員を初めとする議員の皆様にも評価をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 浜西議員。

○16番（浜西金満君） わかりました。御自身で市政を評価するというのはちょっと難しかったと思います。

最近の話題では、今月5日に、さっきの市政報告でもありましたが、新ホテルの建設安全祈願祭が実施されました。これまで紆余曲折ありましたが、また1つ明るいまちの話題ができたというのが私の思いでございます。

また、明岳市長は県立大柿高校を、「県立高校ではあるが江田島市、市立大柿高校のつもりで支援に取り組む」と言われ、様々な支援策を講じていただきました。その思いは生徒や地元住民にも伝わって、島で唯一の高校が存続できたことは大変喜んでおります。ほかにも地域拠点となる交流プラザや認定こども園、消防庁舎の建設など、将来に向けた投資を積極的に進められ、合併時に引き継がれた施設の統合整備も道筋をつけられております。

そこで質問ですが、今、長引く新型コロナウイルス感染症の中にあつて、江田島市民のみならず、国民全体が不安を抱いております。こうした状況にあつて下を向くことなく、リーダーとして明るい未来に引っ張るためにも、最も重要なことは何だとお考えでしょうか。質問いたします。

○議長（吉野伸康君） 明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平成30年の7月豪雨災害やこのたびの新型コロナウイルスの感染、こうした何が起きるかわからない不確かな時代になればこそ、リーダーの役割は、大変重要であろうかと思っております。

市長として、現実の市民の皆様の生活を安全に、そして安心していただけるよう支えつつ、将来の江田島市が目指すまちづくりの姿を示すことが、最も重要であると考えております。

小さなお子様から御年配の方々まで、誰もが住み慣れたこの地域で、安心した生活を送ることができる。そして、お互いに頼りにし、支え合い、助け合いながら様々な困り事や不安を解決できるまち。さらには、次の世代の子供たちが夢や目標を持つことができる、そうしたまちづくりに積極的にこれからも取り組みたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 浜西議員。

○16番（浜西金満君） わかりました。

私は新聞をよく見るんですが、先日、中国新聞の「広場」という欄に80歳の方が投稿されておりました。これは、「新型コロナウイルスの感染対策で3つの密を避けることが重要であるが、心の距離だけはより密にしたいと思う」と書いておりました。私も同じ気持ちでございます。

今、明岳市長が示されたまちは、人の絆と心を大切に作るまちづくりであると思えます。次に、市長の答弁にもありましたとおり、本市の最重要課題である人口減少は依然として改善の兆しが見えておりません。

次期市長選挙を迎えるに当たり、次の一手としてどのような施策をお考えでしょうか。質問いたします。

○議長（吉野伸康君） 明岳市長。

○市長（明岳周作君） 次期市長選挙において、江田島市のかじ取りを任せていただけるのでありましたならば、これは具体的に申し上げますけども、市内の農水産業者や商工業者の皆さんが生産される、生鮮農水産物や江田島ブランド商品の生産販売拠点、いわゆる「道の駅」の整備や観光戦略チーム「一步」による「えたじま ものがたり博覧会」を実施することなど、江田島市の魅力を広く発信し、江田島市の活性化のため

に観光交流人口の増加を目指してまいります。

また、市民の皆様の日々の生活を守るため、市が所有する交通船の更新や水道事業の広域化の方針決定などなど、着実に取り組むことによって本市の最重要課題であります、人口の減少を抑制しながら、この島の魅力をさらにアップしていきたい、このように考えております。

何とぞ、江田島のポテンシャル、このポテンシャルを開花させるため御協力、御支援賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 浜西議員。

○16番（浜西金満君） 明岳市長のリーダーとしての強い思いと責任感とやる気が伝わってまいりました。目まぐるしく時代は変化しております。私たち江田島市民の日々の暮らしを守りながら、新たな時代にふさわしいまちづくりに向けて、これからも江田島市を引っ張っていかれることを期待し、私の質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、16番 浜西議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時まで休憩いたします。

（休憩 10時39分）

（再開 11時00分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 沖元大洋議員。

○10番（沖元大洋君） 10番 沖元でございます。立風会を代表して一般質問を行います。

まず、このたび新型コロナウイルスが日本国内はもとより、世界中の人々の心を震撼させて、今なお猛威を振るっております。

私自身、日々目に見えない魔物と戦っているかと錯覚を覚えるものであります。その新型コロナウイルスが今や日本国内はおろか世界中を席卷し、まさに人類が滅亡するのではないかと危機感を覚えるものであります。このような心境になって、日々の生活を送っているのは、私1人なのではと自問自答しているところであります。幸い、本市では新型コロナウイルスに感染されて入院された方は、わずか1人でありました。また、その後の検査で濃厚接触をされた方々も検査の結果は陰性であったと聞いたときは、大変うれしく思ったものであります。これもひとえに医療に従事してくださった多くの医療関係の方々、また本市の市長を初めとする、本市の職員の献身で懸命な努力のたまものであると、私は私なりに感謝をしているものであります。

また、国の内外では、たくさんの方が新型コロナウイルスの感染のために犠牲にあわれているものと思います。その方々には高いところからではありますが、この場をお借りして心よりお見舞いとお悔やみを申し上げるものでございます。

我々もこれから先、気を緩めることなく頑張っていきたいと思っております。

それでは、通告に基づきまして、1点質問いたします。

本市が地域の住民に対して取り組んでいる事業は、年間ではたくさんあると考えます。その数ある事業の中で、最も難航している事業の1つが下水道事業ではなかろうかと考

えるものであります。もともと、平成元年、国の施策で取り組み進められてきた、江田島市下水道（水洗便所）設置計画であります。現在どのように進捗しているのか説明を求めます。

2点目であります。どうして公共下水道を継続して整備しないのか、多分、行政の事業に対する怠慢と無計画性が下水道事業の進捗を遅らせる原因ではなからうかと思えます。

全国の平均的な自治体で、公共下水道の使用料金収入で下水道事業の約60%しか賄えておらず、下水道事業は赤字のところが多いと聞いております。それに追い打ちをかけるのが、公共下水道が整備されても最終的には公共下水道に接続しない世帯が多くあると思えます。このことがさらに下水道料金を押し上げる悪循環に至っているとも考えます。

下水道事業の建設に関しましては、国や県などから多額の補助金が出ていると思えますが、下水道の維持・管理には、当然建設費より多くのお金が必要になってくるものと思えます。多くの自治体は、将来、財政破綻することが心配で十分な施策に打って出ることができないのではと私は考えるものであります。だからといって、住民無視の無謀な計画変更を推し進めるということは到底看過することはできないので、行政の誠意ある答弁を望むところであります。

3点目ですが、本市が公園等に設置している公衆便所について伺います。

今や令和です。この新しい時代に昭和初期でもあるまいに、くみ取り式ぼットン便所が設置されている。国の推し進める水洗化という施策に対して、逆行しているとしか考えられません。観光江田島を目指している本市であります。言っていることと行っていることが違い過ぎて理解できません。高齢化が進む中、いま一度、住民目線に戻り住民に優しい施策を取り組んでもらいたい。

本市は、住民に見える事業展開を図るため、本構想に基づきアクションプログラムなどの実施計画を作成し、整備スケジュール、整備順位、整備目線を設定する必要があると十分なされていないのではと考えますが、行政の答弁を求めます。よろしくお願いします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 沖元議員から下水道事業に対する都市計画について、3点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず1点目の下水道設置計画の進捗についてでございます。本市の下水道事業は平成元年度に能美町の中田処理区域から事業に着手し、その後、江田島町、沖美町、大柿町と順次事業に着手、整備を進めてまいりました。

事業の整備状況につきましては、令和元年度末に中央、中田、鹿川、切串及び大柿の公共下水道事業5つの処理区域のうち、中央処理区域を除く4つの処理区域が整備を完了いたしております。中央処理区域におきましては、令和元年度の繰越事業として飛渡瀬地区の管路整備工事を現在実施しており、本年度をもって計画区域の整備を完了する予定でございます。

また、農業集落排水事業につきましては、沖、大須及び三高の3つの処理区域が平成

19年度をもって全て整備を完了いたしております。

なお、浄化センターの統廃合によります、施設の効率化や維持管理費等の経費縮減を目的としまして、本年度は農業集落排水事業の大須処理区域を特定環境保全公共下水道の切串処理区域へ接続する管路整備工事を実施する予定でございます。

これらの下水道整備完了に伴い、本市の下水道事業は整備から維持へと大きな転換期を迎えることとなります。長期間となりました、本市の下水道整備事業は平成元年度の着手から約30年間で8つの処理場と総延長232キロメートルの管路整備を行い、総額で約305億円という大変大きな事業でございました。今後も施設の修繕や更新事業など、適切な維持管理を継続的に行っていきたいと考えております。

次に2点目の、公共下水道の継続整備についてでございます。

下水道の整備には、多額の工事費と長期にわたる整備期間が必要となります。平成元年度から整備を行ってまいりましたこの間に、社会情勢も大きく変化をし、本市の人口は合併から15年でおおよそ8,000人減少するなど、急速に過疎化が進み、令和2年5月末時点の人口は2万2,611人となっております。

さらに、国立研究機関の推計では、20年後の令和22年度には、1万3,800人になると予測されており、人口減少に伴う使用料の減収は避けて通れないものと考えております。

下水道事業は、これを利用される御家庭の使用料収入によって運営する必要があります。これまでは、下水道整備が進み、接続率の向上とともに、下水道使用料収入は増えてまいりました。

しかしながら、平成29年度の2億5,600万円の収入をピークに新たな接続による利用者の増よりも人口の減少に伴う、利用者の減が多くなったことにより水洗化人口が減少に転じ、使用料収入は減少しております。

平成30年度決算では、7月豪雨災害の影響もあり、平成29年度と比較し、下水道使用料が減収となり事業運営に不足する赤字補填額約9,000万円を一般会計からの繰入金で賄っている状況でございます。こうした大変厳しい状況を踏まえ、下水道整備を現状に即した整備計画に見直すため、平成29年度には下水道未整備地区にお住いの江田島町秋月地区、江南地区の一部、大柿町柿浦地区、大君地区及び飛渡瀬地区の一部の世帯を対象としたアンケート調査や戸別訪問による聞き取り調査を行いました。

皆様の御意見としましては、高齢化などの様々な諸事情によって下水道への接続は難しいといったものが多く、継続した下水道整備を行いましても、下水道を利用していただけの世帯が非常に少ないと推察される結果でございました。

これらの調査結果や、将来の人口予測などにに基づき、これ以上の公共下水道整備の継続は厳しいものと判断をいたしまして、平成30年度に整備計画の見直しを行い、計画区域を970ヘクタールから821ヘクタールに縮小したところでございます。

また、予定しておりました約33キロメートルの管路整備やポンプ設置工事などを取りやめることで、約45億円の事業費を削減いたしました。

なお、今回の見直しに伴い、平成31年4月から下水道整備区域外となった家屋や従来から下水道の整備予定がなかった区域の家屋を対象として、合併浄化槽設置による水

洗化促進のための浄化槽設置整備事業補助金の増額を行ったところでございます。

下水道事業を心待ちにされていた方もおられ、大変心苦しい部分もでございます。

しかしながら、下水道事業を将来にわたり安定的に経営し、次の世代に美しいふるさとの海を引き継ぐために、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、事業の効率的な運営に努めてまいります。

次に、3点目の公園トイレの早期改善についてでございます。

本市の公園に整備しておりますトイレは、安心して公園を利用させていただくために、必要に応じて設置をいたしております。設置したトイレのくみ取り式や、水洗式の処理方式の決定につきましては、当時の経済状況や整備状況、利用頻度などを考慮して決定しており、くみ取り式のトイレにつきましては、下水道整備前に設置されたもので、現在までくみ取り式の状態で御使用いただいております。

本市では、公園の整備、管理・活用を効果的に進め、本市の公園の将来像を示した、江田島市公園等管理活用計画を平成30年度に策定いたしております。その中で、身近な公園として位置づけられた地区公園は、地域にお住いの方や子供たちが安心して憩い、楽しく遊べることができる公園を目指して、限られた予算の中で再編整備を図ることといたしております。

今後のトイレの水洗化などの改善につきましては、管理活用計画の具体化を図っていく中で、公共施設など周辺トイレの活用等の検討を含めまして、適切に対応をまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 再度質問いたします。

4月28日の臨時議会で市長発言であります、「オール江田島市で市民の生活を守っていきたい」と言われておりましたが、私が思うには、市長が言っていることと職員の行っている仕事の内容が、あまりにも桁外れ、違っておる。そのことを誰に聞きゃあええんかね。誰でもええわ、どうしてそこまで違うのかちょっと答えてもらえる者がおれば答えてほしいんですがね。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長

○総務部長（山本修司君） 4月定例会で市長が御挨拶させていただきましたのは、今、新型コロナウイルス感染症で市民の皆さんが大変苦しい状況にあります。この大変苦しい状況にある中で、江田島市の市役所職員の使命は市民の皆様の喜びをふやし、悲しみを減ずることであると、これは市長が就任以来、常々職員に言い続けてきていることとでございます。それを受けて、今このような厳しい状況の中であってこそ、もう一度職員全員が職員のあるべき使命の原点に立ち返って、市民の皆様の喜びをふやし、悲しみを減ずる施策に一丸となって邁進していこうと、そういう決意を述べさせていただいたものであるというふうに承知しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） この下水道、水洗トイレの現在の完成率、江田島市の全世

帯に対する完成率は何%か、設置率は何%なのかお答えください。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） 現在の整備率は約99%です。水洗化率は約75%です。以上です。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） これは75%ということは、全世帯の75%じゃないじゃろ。だって柿浦、大君は全然ついとらんわけだから。何でこれ、全世帯の70%に当たるんか。もう1回答弁してください。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） 先ほど言いました水洗化率75%というのは、整備した地区の処理人口が分母となって、つないでいただいている水洗化人口の割合でございます。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） ほいじゃ、私が質問しとる全世帯じゃないわけじゃの。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） 全世帯ではありません。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） それと、先日ここへ今の木下局長が私のところへ持ってきた、飛渡瀬地区年次別整備範囲図というのがきて、ここの中に最初来たときに、計画変更前は16億7,000万円であったのが、訂正で持ってきたものが、差し替えで持ってきた書類には21億8,500万円とされておる。これはどういうことかいね、5億も違う計算。この説明、どういうことで5億も計算が間違うとるのか。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） 当初持っていたものの記入ミスがありまして、その後で計画前の事業費が、もともと差し引いた金額になっておりまして、それがちょっと間違ってたもので、後から訂正をさせていただき、計画変更前の事業費として21億8,500万。実際に縮小後の事業費が5億1,500万で差引き16億7,000万ということで訂正をさせていただきました。すみませんでした。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 人間じゃけん、1円でも間違いは間違い、5億でも間違いは間違い。けども、一行政の、市の局長ともあろう者が5億の間違いを平然と間違えましたと言って持ってくるのは、ちょっと恥ずかし過ぎりゃせんかな。今後どのように考えて仕事をするのか、ちょっと。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） 今後については、先ほど市長答弁にもありましたように、人口も減少していき、使用料収入もさらに減っていくという現状を踏まえまして、維持更新事業の方向にかじを切ることとなります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君）　ものは木下局長に矢の矛先が行くようで誠に申し訳ないと思うんですがね、平成26年5月22日の第5回全員協議会において、「下水道整備予定がない地域を補助金交付区域とすることで、補助金交付区域に加えることで整備時期が遅れている地域において、早期に合併浄化槽を設置し水洗化したいという市民要望にお応えするとともに、生活排水などによる公共水域の水質の汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を進めるというものでございます。補助金交付要綱に基づく制度でございますので、条例改正を必要とするものではございませんけれども、市民生活に大きく関わる制度の見直しとなりますので、議員の皆様にあらかじめ御説明をさせていただきます。」これどういうことか。

○議長（吉野伸康君）　木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君）　26年の5月22日の全員協議会で、そのときには、江南、飛渡瀬地区は一応センターゾーンであり、若い方も多くいらっしゃるし、接続率も多く見込めるということで、重点的に整備を進めるということで説明をさせていただきました。その中で27年度から、ちょっと答えが少し違うかもしれませんが、27年度から整備を着手して39年度の完成を目指して実施いたしました。その中で、26年の7月から一応、合併浄化槽補助対象区域を広げて4年以内に接続をされない方については、補助をするということで決めさせていただき、様子を見るということでさせていただきました。その後、また整備を進めながら考えていくということでなっております。以上です。

○議長（吉野伸康君）　沖元議員。

○10番（沖元大洋君）　あのね、今も局長が若者が、メインストリートだから一生懸命設置したというふうなニュアンスの答弁をされました。これって地域の格差の差別。ちょっと人がおるところは、一生懸命やってあげるわ、あんた方は人がおらへん、できんよと言うのと同じことなんじゃ、そりゃどういうことか。差別にや当たりやあせんか、地域格差の。

○議長（吉野伸康君）　木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君）　26年5月で説明させていただいたときに、まずセンターゾーン、江南、飛渡瀬に整備を進めるかどうかということで、26年にどうするかということで、まずアンケートをとらせていただきました。江田島市の中心でもあるし、このまま中止することは難しい、何とかセンターゾーンのまず重点的に整備をする、その中で一応考えていこうじゃないかということで、まずアンケートをさせていただいて、補助金の拡充をさせていただいて、3年から5年をもって再度アンケート調査をさせていただいて結論を出すということで、まずセンターゾーンを進めるということでさせていただくこととなりました。

○議長（吉野伸康君）　沖元議員。

○10番（沖元大洋君）　センターゾーン、センターゾーンと言うけれども、相談に来られた方の家は、150メートルしか離れとらんよ。極端に言うたらイズミと背中合わせにひっついとらんや接続できませんよ、下水道は通りませんよ、水洗便所はつきませんよと言うとるのと同じだろうが、これどういうことか。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） 結果的に中途半端なところで終わってしまったというのは、事実でございます。ただ、今のような状況で希望される方がアンケート調査をした結果、30%程度ということで、その接続率ではとても今の下水道事業を維持することができないということが、判断しまして大変申し訳ないんですが、計画でやる地域より狭めて、30年度をもって方針変更させていただきました。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 仕事いうものは、特にこういう公共事業なんかは、やっぱり5年後、10年後を、先を見据えて計画案を作成して、それで初めて市民に公表して事業着手に至る、これが公共事業じゃ思う。あんたら今日と明日で言うこととすることが違うじゃないか。どのような教育を受けて、どのような上からの指示を受けて、この計画案を練ってやっとなや。まあ、ええわ、そりゃ。しゃべらんのやったらしゃべらんでもええんじゃが。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 先ほど、市長さんからの答弁もあったように、柿浦、大君地区は、全面中止したいということじゃの。その答えを。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） 先ほど市長答弁にもありましたように、柿浦地区、大君地区、江南、飛渡瀬地区の一部、そして秋月地区の整備を見直しさせていただいて、中止させていただくこととなりました。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） この同じ日の、ある議員さんの問いに対して、あなたはその当時水道課長でありながら、「すみません、その詳細については申し訳ないんですけどわかりません」と答えとるわけよ。課長だで、一、江田島市の。わかりませんはなかろう。もしなんなら初めから読みましようか。時間がないけん読まん。そう言えばわかるだろう、自分のやったこと、したこと。

それも答えられないか。まあええわ。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） このようにして、事業を縮小して頑張ってきておるようにも、さも見えます。でも、私らから言わせると修正して、市民を困らせる、ここへ35億円削減します、四十何億円削減しますって自慢たらたら書類上げてきておりますけども。

市民生活部長、削減すりゃあんたら市長、副市長に対して顔が立つ格好ええんかしらんよ、こんだけ経費を抑えました。そんだけ市民は泣いとるんじゃろ、サービスを受けられんから。それについて、あんた部長、どう思うん。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） このたび、昨年度の下水道区域の見直しに伴いまして、私も飛渡瀬に住んでるわけなんですけれども、私の地域も下水道の整備区域から外

れました。その点について近所の方と話すこともあるんですけども、近所の方には下水道整備を心待ちにされていた方もいらっしゃいます。下水道が来れば水洗化しようというふうに待ってたということで、それに代わるものとして、浄化槽補助制度があるんですよというふうに、私はこれを使ってくださいというふうに説明をするわけなんですけれども、今その方すごい元気なんですけれども、あと何年生きられるかわからない中で、下水道整備が来たら水洗化しよう、そのきっかけとして下水道整備を待ってたけれども、下水道が来ないんだったら、まあどうしようかねというふうに浄化槽を据えてまでやるかどうか悩んでるというようなことも聞きます。そういうことから、下水道計画に限らず、こうした長期的な計画を立てる場合においては、市民生活にも影響がありますので、綿密な計画と、より精査が必要だなというふうに感じております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 私が言わんとすることは、ええ加減な発想とか、ええ加減な計画で、やれや、銭が足らんけえやめや、いやいやこれは市民が口開けて待ってるじゃけえ持って行ってやりましょうや、ええけんそんな食わさんでもええけ、こっちへ食わせや、わかりやすく言やそういうことよ、あんたらんやとる施策は。

言いますよ、あんたは市民生活の部長さんだから、統括しとるのは税務課でも一緒じゃろう。税金は、一人一人皆平等で払いよるわけよ。2万2千幾人かが全員払わんにや家とられたり車とられたりして、あんたら差し押えるじゃろう。じゃけども、あんたらに中止にされた市民は、税金戻せや言うて行っただけ戻さんじゃろうがあんたたちは。そこら辺はどのように責任を感じとるんか答えてみなされや。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 税金の話が出ましたけれども、市税につきましては、地方税法があり、市税条例があり、それに基づいて実施しております。どう言いますか、税に対しては、いわば裁量がないところでやっておりますので、その辺御理解いただきたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） じゃあ税金は、税条例があるから、じゃあ下水道法で聞かせてもらいますわ。

下水道法第10条の問題点、合併処理浄化槽を壊してさらに費用をかけてまで公共下水道に接続する。合理性がないことになつとる。じゃあここらはどうなるんや。この問題の最重要点、家を建てた、家を建てるということは市役所に建築届出すわけ、その時点で心あるあなた方職員は、待て待て、これは言うてあげよ、ここには下水道通るんど、でもその家を建ててる方が、いや、下水が通ってもわしは、浄化槽をつけるで言うんだったらいい、その人が悪いんだから。でもあんたたちはそこまで親切丁寧に仕事をこなしとらんじゃろうが。ありゃこんないつ家を建てたんならいうぐらいよ。それが行政の、市民に優しい仕事と言えるかどうか。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） すみません。質問の意味が詳しくわからなかったん

ですけれども、浄化槽の設置届は地域支援課のほうに出てきます。そうした際に、そこが下水道整備の状況がどうなのか、もう整備してあるのか、もっと先なのか、というところは地域支援課のほうで、下水道課と連携しまして、それは家を建てる方が直接地域支援課に来るのではなくて、下水道を整備する事業者の方が大体来るわけなんですけれども、その点については説明しまして、例えば大君や柿浦でしたら、これはもう下水道が行きませんので、補助の制度がありますよというふうに説明しておるところです。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） それは、今の話。この問題の家は10年前の話よ。いわゆる江南地区に計画が入って工事が着手される事前じゃ、間に合う事前なんよ。この方は、自分の意思で浄化槽つけたんじゃから、納得しとんよ。でも、そこで君ら行政が工事が始まっとりますよ、そこは。いや補助金くれやとこう言ったら、いやもうあんた方のところは、そこまで工事来とりますよ、これはできませんよと言うて、この人らはバックしとるわけよ。バックしたのを、みかねたようによの、工事を中止して、ほりゃ、30億も40億も経費削減するよ、あんたらのやり方じゃったら。まこと詐欺じゃないかこれは、ていのいい。これで住民が納得するか。市長の言われる若い人、育てて若い人に住んでもらって何とかこの江田島市を盛り上げようという施策をとっとるにもかかわらず、あんたたち行政がそのようなだましするようなことを、施策をとっとたら、そりゃあ、市民は納得いかんわ。

ええかい、先日のテレビで西村経済再生大臣がこのように発言されとるんよ。「国策では、若い世代に負担軽減・ゼロの施策をしている。」このように述べておられるんじゃ。2カ月ぐらい前のテレビじゃったと思う。気持ちだけでもそのような答弁を偉いさんがしてくれたら、やっぱりテレビ見とる人はなんとええ大臣よのというふうな見方するが、君たちみたいな、何でもかんでも市民のあれを押しつけよる、それでは市民はついて来んど。ここへ下水道が来る、水洗が来る思っ、心わくわくして待っておられる地域住民、要らん人ばかりじゃないんよ。中には早よ来い早よ来い言うて、首を長くして待っとる方がおるんよ。

何でそういう、まあそりゃ無理かもしれんけど、自費を出してでもわしがつけちやるよというような心意気が生まれんのかや。

市民生活部長、ちょっと答弁してみんさい。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 浄化槽整備の補助事業につきましては、4町合併の平成16年から随時拡充してきまして、都合5回拡充してまいりました。とりわけ大きくやったのが平成26年の7月から実施した、4年以内に下水道が来なければ補助の対象とするというものです。それ以前は、下水道計画区域であれば将来的に税金の二重投資を防ぐために、将来的に下水道が行くんだから浄化槽補助も出せないということで、それは例えば大君や柿浦にしても、将来的に下水道が来るんだから合併浄化槽の補助も出ないというのが、平成26年7月までの考え方でした。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） だからわしが言うのは、おまえさんたちのこのだましじゃ

言うのはそういうところを言うんや。そういうふう施策を決めときながら中止しとるじゃないの。これがだましじゃ。中止しとる。これが継続してやりよるんなら、これは施策だからしょうがないの、経費がようけかかるからしょうがないの、縮小はやむを得んのかもいれん、でも銭払うときにはそこは払えんで、そこは穴をもう掘りよるんで、ほいで住民を泣かしておきながら、今度はその銭をどっかへ持って行って30億余った、40億余ったって、こうやって自慢気にこの書類で表しとるじゃない。これみんな市民が泣いとる金額じゃろ、わしから言わしたら。そんな甘いもんじゃないんで、市民の税金、払うときのつらさ、俗に言う血税というのがそれぐらいつらいもんなんよ、払う金というのは。まあそういうことじゃけ、ようあれして。

ほいじゃあ下水道法の11条の3、便所に。下水道法第2条第8号に規定する処理区域内においては、便所は水洗便所、汚水管が下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に連結されたものに限る、以外の便所にしてはならないとされとる。土木建築部長、あんた、うなづきよるが、ちょっとあんたも手を挙げてみんさい。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 本市においては、トイレがくみ取り式のところがございます。その中におきましては、下水道が現に整備されておりながら、依然としてくみ取り式で継続使用しているものがございます。このことについては、本当に我々としても残念なことだと思っております。決して好ましい状態ではないので、改善をしていきたいと思っております。

ただ、そのやり方といたしまして、現在、本市におきましては、公園の管理活用計画を定めておりまして、その中で公園の再編整備についてもあわせて進めていきたいと。そういうことなので公園の中に設置しております、それがくみ取り式であるものについても今後、その公園が機能を高めるといふ公園になりましたら、そのトイレにつきましてもそういったことで進めていかしてもらいたいのですし、それで機能もやめる、縮小するということになりましたら、そういったくみ取り式トイレは撤去していきたいと。そういった中で改善を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） じゃあ、時間があんまりないんで、今度は3点目に廣中部長に聞いてみたいことがあるんで聞いてみますよ。

公共下水道の今後の問題として、公共下水道は国土交通省の管轄で、生活排水対策は環境省の管轄になっています。このために各自治体では、公共下水道の必要性や経済性がよく検討されずにつくられているのが現状です。

人口密度の低い農村部では、もともと合併処理浄化槽のような個別処理が適しているのに、多くの自治体で下水道の整備を推進しており、非経済的な事業が多く行われています。巨額な工事費用の償還費や、その維持費で自治体の財政を圧迫しておるわけですよ。ならば、どうしてもう少し建設的な計画とか、先を見据えた計画方法とかいうものを打ち出さんのか。広島県庁出身の土木建築部長、どう思われますか。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） おっしゃるとおり、行政としてはそういった長期的な計画をつくる時は、将来を見据えて綿密に計画し、それを実行していかなければならないと考えております。こういった中において、下水道につきましては、人口減少でありますとか、そういったいろんな諸事情があって計画の一部見直しにやむなくなったと。いずれにしても、本市が持続可能で今後も市政を継続していくに当たっては、やはり財政との両立というのが、どうしても避けて通れない、その見込みが甘かったというところは反省をしなければなりません、今後推進していくにおいて、そういったものが新たな状況として出てきたならば、その都度その都度、適正に判断をしていかなければならないのではないかと、そういった中で今回の下水道の縮小の決断だったのではないかと、というふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 時間があまりないので、3点目を。

土木建築部長、維持管理課、土木建築課にある維持管理課いうのかな。都市整備課か。これは何を主目的としてやっとする課なん。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 都市整備課には、都市整備係と住宅係というのがございます。議員おっしゃられる、今問い合わせは、都市整備係かというふうに考えます。

この都市整備係といいますものは、いわゆる公共の建物を、そういった建設するところもやっておりますし、公園等の維持管理、こういったことも行っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 公園等の整備、整備をするということは、手入れをするということになるのか、取り付けるということになるのか、管理するということになる、どこに重点を置いとるわけ。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 現在、公園という、本市におきましては、維持管理が主となっております、そういった公園の除草でありますとか清掃でありますとか、壊れたものは直していくと、こういったものを主に業務をしております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 下水道法第10条（排水設備の設置等）に下水処理区域内のくみ取り式便所は、3年以内の水洗便所への改造義務があり、違反の場合は30万円以下罰金がありますと記されとるわけ、これは、誰がどこへ30万円取られる。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） そういった罰則規定もあるということは、認識しております。ただ、条文にはやむを得ない場合、市長が認めた場合はこの限りでないということもございまして、そういったところに値するのではないかと、というふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） そんなふうには、値しておるといふふうにも簡単に部長答えますけどね、場所言いますよ。陀峯山のとっぺんにある便所。あなたらが車をとめる駐車場ところの公園のところの便所。見たことないだろ。ここらは、ええかい、うそじゃ思うと、もう便器の上にはみ出しておるんや。中腰で用も足せない状態なんよ。周りは便もぐれで、カリカリで、それでよく私らが管理しとりますと平氣の平左で言えるもんじゃの。あなたらのその、都市整備課としての仕事、なされとらんとするんじゃが、どう思われますか。部下がやることじゃけ、わしは知らんわとこう言いたい。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） このたび、私もですね、実際に質問の通告を受けて、後に現地のトイレを全て見て回りました。議員おっしゃるとおり、その中においては、本当に草がかなり繁茂して管理が不十分だということも現に私も確認しております。これらにつきましては、今後もよく市の職員と一緒に現地を確認した上で適切に除草等を行えるように対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 最後に、市民生活部長、最後にこのように被害に遭われた市民の方と話し合いを持って十分納得してもらえような施策に転じられるように努力すべきと思うんじゃが、どう思いますかな。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 下水道計画の変更から、今回の沖元議員の質問に至ったことと思います。

振り返りますと、私もかつて合併前の大柿町で下水道事業担当してたことがあります。大柿町では平成15年に供用を開始しましたが、その際に私担当でした。そのときの計画は平成30年を大柿町全域を整備する、平成30年を目標として95億円かけてやるということで、当時の大柿町の年間予算40億の中で95億をかけて下水道を整備する、当時まだ私も若かったわけですけども、本当にこんな大きな事業ができるのかというふうに思っていました。

その結果、今に至って大君、柿浦は下水道整備されず、飛渡瀬も途中で終わるということになって大変申しわけなく思います。今後、こうしたような市民生活に影響を与える長期的な計画がある場合には、本当に綿密な計画を立てて、より詳細に未来を見据えた計画を立てる必要があるというふうに反省しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 先ほども言ったように、税金は密集地であり、商業地域であり、山の上の一軒家であり、皆払っとるわけじゃから、平等に行政のサービスが行き届くような施策、鑑みて、一生懸命市民のために頑張ってもらいたい。そう思いまして私の質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、10番 沖元議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

(休憩 11時59分)

(再開 13時00分)

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 岡野数正議員。

○4番（岡野数正君） 皆さんこんにちは。4番議員の岡野数正でございます。

傍聴いただいている皆様、お忙しい中、議会にお運びをいただき誠にありがとうございます。質問に入る前に、今回の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、今も入院中の皆様の一刻も早い回復を祈念申し上げます。また、医療の最前線で新型コロナウイルス感染症に立ち向かう医師や看護師を初めとする、医療従事者の皆様に心から感謝申し上げたいと思います。

さらに、本市におきましても、国、県の様々なコロナ対策、諸施策を迅速に対応するため、市対策本部等で調整しながら、市職員が一丸となって鋭意頑張っておられることに、まずもって敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従いまして、新型コロナウイルス対策について6点の一般質問をいたします。

まず、1点目の市民の命を守る取組の現状についてでございます。

本市は高齢者も多く、65歳以上の方々が総人口の半数近くに迫っている年齢構成となっております。御承知のとおり、今回の新型コロナウイルスは、免疫力の弱くなった高齢者には感染しやすく、さらに重症化しやすいという危険性を持っております。

こうした、高齢者を含めた市民に対する感染防止対策がどのように行われているのか、命を守る取り組みの現状について伺います。

次に2点目の生活を守る取組についてでございます。

緊急事態宣言により、休校や休業など、市民生活に大きな影響が出ております。とりわけ子育て世代やひとり親家庭などについては、出費が増え収入が減少したケース、あるいは失業したということで生活が困窮しているという話を耳にすることがあります。こうした方々も含め、市民の生活を守る取り組みの現状についてお答えをください。

続いて3点目の雇用を守る取組についてでございます。

新型コロナウイルスで深刻な打撃を受けた本市の中小企業やフリーランスなど、非常に厳しい経営状況となっていると伺っております。現在、事業の継続と雇用を守るため、どのような取り組みをされているのかを伺います。

続いて4点目として、先日、国の第2次補正予算も成立いたしましたでしたが、各自治体の事業実施までには時間がかかるものもでございます。いわゆる、国、県、市町という流れの中では、タイムラグによって本市の市民の命、生活、雇用を守るための取り組みがおくれる可能性もございます。そうした場合に、本市独自の取り組みも必要となってくるのではないかと考えますが、今後の対策及び支援策についてどのようなお考えがあるのか伺います。

次に5点目として、新型コロナウイルス感染症対策の影響で当初計画しておりました諸行事が中止、あるいは実施が見送られております。また今回の新型コロナウイルス感

染は第2波、第3波が想定されていることから中長期的な展望に立った対応が必要となっておりまゝ。この際、当初予算に盛り込んだ全ての事業に対して見直しをし、浮いた財源をコロナ対策に向けるべきと考えますがいかがでしょうか。今後の財政運営について伺います。

最後6点目になります。一昨年の豪雨の復旧工事も道半ばといったところですが、今年も出水期を迎えました。また、最近全国各地では地震等も頻発しております。いざというときには、避難行動を取らなければならない状況の中で、新型コロナ感染防止対策では3つの密を避けなければなりません。今までの避難所運営では、この点について、特段の配慮の必要がなかったわけではあります。今後は感染防止策をとりながら、避難所の運営をしていくこととなります。早急な対応策が必要と考えますが、その具体策について伺います。

以上、新型コロナウイルス感染症対策6点について、市長の答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 岡野議員から新型コロナウイルス感染症対策について、6点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

答弁が長くなりますので、御容赦いただきたいと思います。

まず1点目の市民の命を守る取組の現状についてでございます。

本市では、江田島市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、1月31日に新型コロナウイルス感染症対策警戒本部を立ち上げ、3月7日にこれを新型コロナウイルス感染症対策本部として、以後対策に取り組んでおります。市民の皆様方の命を守る取り組みにつきましては、国が定める基本的対処方針や広島県の緊急事態措置に基づき、本市の状況に応じた取り組みを進めてまいりました。

まず、初期段階では、マスクの着用及び手洗い、手指の衛生など、基本的な感染防止対策の周知徹底や密閉、密集、密接の3つの密を徹底的に避けること。不要不急の外出自粛要請を行ってまいりました。加えて、市主催のイベントの中止や市内小中学校の休校、公共施設の休館や使用制限など、徹底した感染症拡大防止策も実施してきたところでございます。

また、外出自粛要請により、社会とのつながりが希薄になることから、ひとり暮らしの高齢者の方に対しましては、市の保健師が電話により安否の確認等を行う取り組みも進めております。

ゴールデンウィークには外出の自粛に加え、子や孫の県外からの帰省の自粛もお願いするなど、市民の皆様には大変な我慢を強いることとなりました。

現在、本市では、1例目の感染者が確認された4月6日以降は、新たな感染者は確認をされておられません。これも市民の皆様方の御理解と御協力があったからこそ、心から感謝をいたしております。

しかしながら、緊急事態措置が解除されましても、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではございません。感染リスクが高まれば2度目の緊急事態宣言の可能性も指摘をされております。今後も基本的な感染予防策や新しい生活様式を継続、実践するこ

とが大切でございます。一人一人の行動変容が市民の皆様を守る取り組みとなります。今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

次に、2点目の生活を守る取組の現状についてでございます。

市民の皆様に対する主な支援策として、1人当たり一律10万円を支給する特別定額給付金事業の給付手続を実施いたしております。

また、市民の移動手段である公共交通を守るため、航路事業維持対策事業を創設し、航路事業者に対し支援金を交付いたしております。

子育て世帯やひとり親家庭に対する支援策といたしましては、子育て世帯への臨時特別給付金として、児童手当を受給している方に、児童1人につき1万円を給付いたします。さらに、小学校休校の際には、これに対応するため、放課後児童クラブの受け入れについても拡充をしたところでございます。

また、感染拡大防止を図る観点から、小中学校や医療機関などに対し、マスクや消毒液を提供いたしております。

次に3点目の雇用を守る取組の現状についてでございます。

国の支援策として、新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対しましては、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給する持続化給付金がございます。

また、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業などを行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当の一部を助成する、雇用調整助成金もございます。これらの支援以外にも、社会保険料の猶予など、事業の継続と雇用を守る取り組みが行われております。

さらに、本市独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している商工業等事業者に対して、継続的な経営を支援することを目的とした、江田島市がんばる商工業者等支援金を創設いたしております。

次に4点目の今後の対策及び支援策についてでございます。

今後予定している本市独自の主な支援策といたしましては、市内生産者の事業運営を支援するための、島の事業者応援プロジェクト事業がございます。これは、江田島市商工会と連携をし、オンラインを活用した物販イベントなどを行うことにより、市内生産者及びその商品の認知度向上や販路の拡大を図るものでございます。

飲食店への支援といたしましては、プレミアムつきのお食事券を発行する、江田島市プレミアム付お食事券事業、食べて応援！「エタジマ ミライト PROJECT」がございます。これは、消費の喚起による地域経済の活性化を図るものとしても期待をしている取り組みでもございます。

家庭への支援といたしましては、学校の休校や保育施設の登園自粛により、家庭での光熱水費や食費などに影響のある子育て世帯を支援するための、子育て世帯支援臨時給付金がございます。この対象者は、ゼロ歳から17歳の児童を持つ世帯主で、国の子育て世帯臨時特別給付金の対象者に新高校2年生と3年生を加えたものでございます。ひとり親家庭等の生活を支援するためのひとり親家庭支援臨時給付金、妊産婦の方に対する支援のための妊産婦支援臨時給付金も予定しており、生活困窮者の方に対する支援と

いたしまして、生活困窮者支援臨時特別給付金なども予定いたしております。そのほか、児童生徒用のタブレット端末の整備及び校内無線LANの整備を行う、GIGAスクール事業も準備を進めているところでございます。

次に、5点目の諸行事の中止に伴う当初予算の見直しについてでございます。

緊急事態宣言が解除されても、新しい生活様式を継続する必要がございます。

また、感染の第2波が来る恐れもございます。既にSEA TO SUMMITやヒロシマMIKANマラソン大会などの事業は中止をいたしました。今後も中止または延期となる事業が増えることが予測をされます。それらの財源につきましては、効果的で継続的な新型コロナウイルス感染症対策に活用をしております。

次に、6点目の新型コロナウイルス感染症対策下における災害時の避難所対策についてでございます。

避難所の運営においても、新しい生活様式の実践例にあるマスクの着用、手指の衛生や密閉、密集、密接の3つの密を回避するなど、感染症防止対策の徹底が大きな課題であり、この取り組みに努めてまいります。

このため、全ての一時避難所に非接触型の体温計と消毒液を配備し、避難される方には、体温検査と新型コロナウイルス感染症についての健康チェックシートへの記入をお願いすることとしております。そして、避難所の方に発熱など体調不良が認められる場合には、市民センターの別館やわくわくセンターの研修棟など、別の部屋へ避難していただくとして準備を進めてまいります。

また、3つの密や飛沫感染を防ぐため、一時避難所には段ボール製の間仕切りや間仕切りテントを用意する予定でございます。さらに高齢者や体調の優れない方には、簡易ベッドや段ボールベッドも用意する予定でございます。

避難所での感染を防ぐため、できる限りの感染症防止対策を行い、安心して避難いただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） ただいま、新型コロナ対策6点の質問について、丁寧な御解答いただきありがとうございました。

それでは、これより順に再質問をさせていただきます。

まず1点目の市民の命を守る取組の現状についてでございます。

市当局におきましては、1月31日に警戒本部、3月7日、1例目の感染者が出るとすぐに対策本部を設置するなど、迅速な体制づくりが行われました。そして、防災無線を使った行動自粛要請や3密の回避など、徹底した市内広報により、感染防止対策に取り組まれたことを大いに評価したいと思います。

不幸にも1名の感染者が発生いたしました。その後の感染防止対策により、今のところ感染者は発生しておりません。

しかしながら、いつ感染者が発生するかわからない現状にあることも確かでございます。

そこで伺います。ただいまの御答弁の中には、命を守る最も大切な医療体制のことが

入っておりませんでした。本市においてこの数カ月間、どのような医療体制がとられていたのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 医療体制についてでございます。

新型コロナウイルス感染症がまず疑われるのは、発熱や倦怠感などの症状が出ることによります。こういった場合は、市民の方が直接広島県の西部保健所呉支所に電話をしていただくか、もしくは、かかりつけ医などの病院で医師の判断により保健所に連絡をしていただくこととなっております。この相談や連絡によりまして、感染の疑いが強ければ県が指定をしております、呉市内の病院におきまして検体採取を行い、検査に回ることとなっております。

市では、保健師がその相談にも応じる、そういった体制はとっております。

また、市内各医療機関では、個別に連絡をしながら状況把握に努めているところではございます。

本市におきまして、4月には1人目の陽性患者が確認されたことによりまして、各医療機関では個別の対応に追われておりまして、合同での協議の場は設けられておりません。

しかしながら、今後の対応といたしまして、意識共有を図るために医療機関の皆様と協議の場を設けまして、第2波、第3波の襲来に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） 先ほどの市長答弁では、今回の江田島市新型コロナウイルス感染症対策本部は、平成26年に策定された、江田島市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づくものであると述べられました。つまり、この行動計画を基本として動いているということになります。

この行動計画には、主要6項目の中に医療という項目が頭出しされております。医療機関の役割が示されており、医療機関との調整にもっと早く動き始めておかなければならなかったのではないかと考えるわけであります。

幸いにも現在、小康状態となっているので、今こそ医療機関と調整をし、来るべき第2波、第3波に備える時期ではないでしょうか。

既に関東や関西の個人病院やクリニックでは、一般外来として抗体検査が受けられるようになってきております。

この抗体検査はPCR検査に比べると、若干精度は落ちますが、簡易に受けられ、検査費用も安いというものでございます。この検査を自分自身が安心して活動するためのよりどころとして、現在多くの方たちが受けておられるようであります。

一方、政府与党においても簡便なPCR検査キットを今後、全額国費で全国配付の予定だという情報も既に入っております。

こうした傾向は、遅かれ早かれ広島にもやってくると思います。

市は市民の命を守るため、関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有して

いるわけですから、江田島市医療体制構築に向けて全国的な動きも注視しながら、早期に医療機関との調整、協議を行い、第2波、第3波に備えていただきたいと思います。

次に、御答弁の中で、ひとり暮らし高齢者に対して電話により保健師さんが安否確認をされたと伺いました。感染症が流行している間は人と人との接触が減ってしまうので、高齢者、特にひとり暮らしの方は寂しさや孤独感を感じるものであります。そうした意味においてもこの取り組みは市民に寄り添う取り組みとして大いに評価できるものであります。

そこで伺います。現在、市内にお住まいのひとり暮らし老人の全ての方にこの安否確認をされたのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） このたびのですね、緊急事態宣言におきまして外出自粛期間が設けられたわけでございます。その中で、市の保健師が今まで行事などでですね、電話番号が把握できておる方、こういった方を中心に電話をかけさせていただきました。その総数は367人でございます。主にはいきいき百歳体操をされている高齢の方、また特定保健指導の該当者などが当たります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） この取り組みはですね、実に効果的な取り組みであると思います。電話を受けられたひとり暮らしの方からも喜びの声をいただきました。全ての方に連絡するというのは確かに大変だとは思いますが、外出を自粛し、寂しく過ごされているひとり暮らしの方を思うと、この1本の電話といえども心の支えになっているわけでありまして。今後も感染警戒が続く中、ぜひともこの取り組みの継続と充実を望むものであります。御検討をいただきたいと思います。

次に、2点目の生活を守る取組の現状についてでございます。

1人10万円の特別定額給付金や航路事業維持対策事業支援金、さらには子育て世帯やひとり親家庭に対する臨時特別給付金の給付をするとの御回答をいただきました。航路事業に対しては、確かに人の動きが少なくなったことで乗降客が減少し、航路維持が困難な状況になったことが推察できます。航路を維持するための支援は緊急を要するものだったろうと思います。

また、特別定額給付金や子育て世帯に対する支援については、児童1人につき1万円の国の給付金事業を実施されるというふうに理解をいたしました。この給付金の対象者、いわゆる児童手当の対象となる児童は、現在何人いらっしゃいますか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） このたびの国の子育て世帯への臨時特別給付金の対象者の方でございます。

児童数で申し上げますと、約1,740人を想定しております。このうち本市が通常児童手当を給付しております対象者は1,539人でございます。残りの約200人につきましては、公務員の方でございます。公務員の方は児童手当は職場で支給をいただいておりますので、本市では実数を把握できておりません。ということで、概

算ということでの数字となります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。それではですね、その中でひとり親家庭の対象児童は何人いるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） ひとり親家庭の人数でございます。

総数については、把握はできておりません。ただし、ひとり親家庭にですね、給付されております、児童扶養手当というのがございます。この児童扶養手当の受給者の方の数はですね、5月支給時点で169人でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） 子育て世代の中でもとりわけ、このひとり親家庭の家計は大変厳しい状況になっていると考えます。今後とも福祉部局と教育委員会等が連携をとりながら、適切な支援を行っていただきますよう、お願いをし、次の質問にまいります。

3点目の雇用を守る取組の現状についてでございます。

国の支援策、持続化給付金や雇用調整助成金などの取り組みが行われているとのことございました。

そこで伺います。市内の中小規模事業者の経営状況をどのように把握されているのか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 今回、中小企業者の経営状況を把握するために参考にいたしましたのは、今年4月に江田島市商工会が市内626事業者を対象としまして実施された、新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケートでございます。そのアンケート対象事業者は、農業、漁業から製造、小売、建設、運送、宿泊、飲食、その他サービス業等の15の業種がございました。アンケートの回答では、9割の事業者が「新型コロナウイルス感染症の影響あり」、あるいは「今後影響が見込まれる」という結果でございました。この結果から、市商工会の要望もございましたので、地域経済を守るために支援策を講じることになりました。

また、農協・漁協ともその都度状況確認をしております。現在のところ、直接的な支援策の要望はされておられませんけれども、今後も中小企業者の経営状況の把握とあわせて農業・漁業者の状況把握に努めまして、適切な支援策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。今後とも商工会及び農協・漁協とも連携をとりながら適切な対応をしていただきますようお願いをいたします。

先ほどの市長答弁の中で、本市独自の支援策ということで、売上高等が減少している商工業者に継続的な経営を支援する江田島市ががんばる商工業者等支援金もあるとのこと

でございました。この支援金の内容については、先ほど浜西議員の答弁で理解をすることができましたので、具体的な内容については省かせていただきます。

さて、先日呉市も同様な小規模企業者応援給付金制度が発表されました。金額は10万円だったと思うんですが、少ないんですけども、シンプルで非常に使いやすいものです。もちろん、商工会への加入というような条件はついておりません。本当の意味で苦しんでおられる小規模企業者に素早く寄り添うものになっていると感じたわけであります。

そこで伺います。江田島市ががんばる商工業者等支援金の予算2,000万円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が原資と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） お見込みのとおりでございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） つまり、この交付金は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるようにと創設された交付金であります。

ということは、江田島市ががんばる商工業者等支援金は、交付金の性質からすると、商工会に入っていなかったとしても、地元江田島市で起業している小規模事業者は対象とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 全体の事業者の状況がつかみ切れておりませんでしたので、以前から実施しておりました商工会支援制度に上乘せをした形で始めたものでございます。その際の条件の中に、商工会会員と記載されていたことで疑念が生じているのではないかと考えます。議員御指摘のとおり、この支援制度は交付金の趣旨からしますと、市内事業者全てを対象とすべきと考えます。

そこで、商工会に確認しましたところ、国の支援を初め、あらゆる支援につきまして、会員であるなしにかかわらず、市内事業者であればどなたでも相談等受け付けているということでございました。現にがんばる商工業等支援金は1件ではあります。会員以外の申請も受け付けているということでございました。今後は商工会に入っていない方もがんばる商工業等支援金を申請できるということも周知してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） よろしく願いをいたします。この江田島市から倒産や廃業などの事業者を出さないためにも、制度の活用等周知徹底をお願いいたします。

次に、4点目の質問に入ります。

今後の対策及び支援策についてでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、秋から冬にかけてのインフルエンザとあわせて第2波、第3波の発生が想定されております。そうしたことから長期的な対策や支援を考えなくてはなりません。先ほどの御回答で島の事業者応援プロジェクト事業、これは商品をつくっている事業者の販路を側面から応援しようとするもの、さ

らには飲食店を支援するプレミアムつきのお食事券、エタジマミライトなど、消費を喚起する取り組みは江田島市の経済の活性化につながるものと大いに賛成をするものでございます。これは先般、議会からの要望書の中の附帯事項に入れておりました、「地域経済を守るため、売上減少に苦しむ事業者や飲食店に対する補助制度の新設」という要望に対応していただいた事業であると考えます。子育て世代にも高校2年、3年生をプラスするなど一定の配慮がうかがえます。また、ひとり親家庭支援や妊産婦支援などについても議会からの要望事項に沿ったものであると、その努力を大いに評価するものであります。

ここで整理をさせていただく意味において伺います。

様々な事業が展開されていく中で、江田島市が独自で行う事業にはどのようなものがあるのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷吉行君） 本市が独自で行う事業は、航路維持対策事業、がんばる商工業等支援金事業、6月の補正予算案に計上しておりますメディア等プレスリリース配信事業、島の事業者応援プロジェクト事業、生活困窮者支援臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症患者見舞金事業、子育て世帯支援臨時特別給付金事業、ひとり親家庭支援臨時給付金事業、妊産婦支援臨時給付金事業、食べて応援エタジマミライト事業、雇用調整助成金給付サポート補助金事業でございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） さまざまな支援策が用意してあるようですが、こうした支援策が一度きりの支援で足りるのか、あるいは状況によってはさらなる支援が必要になるのか、現在、そして終息するまでの将来にわたって感染症から市民生活や地域経済を守るための取り組みが必要と考えますが、その点についてのお考えを伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷吉行君） 状況によっては、継続的な支援や新たな支援策も必要であろうかと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。引き続き、市民生活や地域経済に対するコロナ感染症による影響等をしっかりと把握し、スピード感を持って適切な支援が行われることを期待をしております。

あわせて、これらの支援をわかりやすく市民に伝えていく取り組みも行っていただきたいと思っております。

さて、今回、国の第2次補正予算では、ひとり親世帯への臨時特別給付金が盛り込まれております。第1子は5万円、第2子以降は1人につき3万円を給付するとなっております。また、その中でも低所得者のひとり親世帯に対しては、5万円の上乗せがあるという制度でございます。江田島市が今回行おうとしている、ひとり親家庭支援給付金とこの給付金事業についてブックキングするわけですが、どのように運用するのかお尋ね

をいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 本市が予定をしております、ひとり親家庭支援臨時給付金でございます。対象者が国と同様に児童扶養手当を受給者としておりまして、給付額は1世帯3万円でございます。これは、本市が支援策を議員の皆様にご報告申し上げましたとき、5月末ですけれども、このときと国の公表が同時期となってしまいました。しかしながら、国の今の児童手当に1万円交付するという子育て世帯への臨時特別給付金がありながらも、本市として子育て世帯支援臨時給付金として1万円をまた上乗せをするというようなことと同様にですね、ひとり親世帯の方に対しましても市といたしまして、この新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすいということでございますので、それを支援してまいりたいと思っております。そのため、国のひとり親家庭への新たな給付金にさらに上乗せしても給付していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。それでこそ子育てしやすいまち江田島市と言えます。今後も安心して子育てのできるよう、当局において御配慮いただきたいと思っております。

次に、5点目の諸行事の中止に伴う当初予算の見直しについてでございます。

先ほどの御答弁で、今後も中止または延期になる事業が増えると予測されておられました。そこで、これらの財源を感染症対策の取り組みに活用していくというお答えをいただき、まことに心強く感じたところでございます。

そこで伺います。今後の感染症の推移にもよると思うわけですが、諸行事の中止によって不用額となる金額は、どれくらいに上ると予想されておりますか。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 現在、市長挨拶にもありましたが、中止や縮小となった事業は、SEA TO SUMMIT、MIKANマラソンなど、約3,000万円でございます。これらの行事の中止によります見直し分につきましては、新たな感染症対策事業への組み替えや基金への積み立てなど、緊急性やその事業の必要性などを考慮して整理してまいります。また、今後の第2波の感染発生状況によりましては、さらなる行事の中止なども想定されますので、その時々状況に対応しながら随時見直しに取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。今後の感染症の発生状況等に柔軟かつ適宜適切に財政運用ができるよう準備を進めていただきたいと思います。

続いて、新型コロナウイルス対策及び支援策として、本市にも国から交付金が交付されますが、その内容についてお聞かせください。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につ

いてのお尋ねでございます。

この交付金は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としまして、それぞれ地域の実情に応じて地方自治体がきめ細やかに必要な事業を実施できるように作成をいたします、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づきまして交付をされるものでございます。この交付金事業によりまして、感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活の支援を図ることを目的としておるものでございます。

本市としましては、1次補正分として約1億4,000万円が配分され、このたび6月の補正予算で計上しております各種事業に充当させていただいております。また、先日国会で成立をいたしました第2次補正分につきましては、交付金の追加が予想されますので、現在各担当課において引き続きさまざまな支援策について検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。今回の国の補正予算では2兆円という補正予算となっております。本市においても1次補正額の倍くらいの、これはあくまでも予測ですけども、倍くらいの交付金が配分されると予想されます。事業を推進する際には、議会にも事前協議をお願いしたいと思います。

これら新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や事業見直しによる不用額などの財源を活用して、市民生活や地域経済を守る取り組みを行っていただきたいと切に願うものであります。

そのためにも、どこが困っているのか、どこが弱いのか、そしてまた何が足りないのか、支援を行うためのしっかりとした調査体制と窮状にあえぐ市民からのさまざまな声を受け止めることのできる窓口が必要ではないでしょうか。一定の広報がされていると承知しておりますが、市民の皆様から聞く声は、「困っているけど、どこに連絡していいのかわからない」であります。市民目線で寄り添い、悲しみを少なくしていく取り組みが必要ではないでしょうか。この点についてどのようにお考えか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷壱行君） 新型コロナウイルス感染症に関する相談は、医療・福祉・教育など、多岐に及ぶと思われまます。現在、本市における新型コロナウイルス感染症についてのお問い合わせでございますけども、市役所またはお近くの市民センターに連絡していただくか、個別の案件については担当課へ直接連絡していただくよう、広報紙やホームページで周知しているところでございます。

今後とも、さらなる市民への周知が必要と考えております。市民の声をしっかりと受け止められるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） そうですね、コロナ相談はまずここに電話すればいいというようなわかりやすい周知をお願いいたします。

それでは、次に参ります。

広報えたじま6月号には、市民や事業者の皆様へということで、今回のコロナ感染症の影響による主な支援内容がわかりやすく掲載をされていました。一方、本市のホームページは時系列を基本とし、羅列していく内容となっております。わかりにくい現状にあります。市民へのわかりやすい発信ページとなるよう早急な改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 広報えたじま6月号に掲載した支援情報につきましては、市のホームページにも掲載しております。ホームページは広報紙と違いまして、機能に制限があるものの、紙面や字数の制限がないために、より多くの詳しい情報を追加更新していくことが可能となります。その反面、多くの情報をお伝えしたいがゆえに、結果的に情報量が増え、必要とする情報を見つけにくくなるということもございます。今後ホームページを更新する際には、よりわかりやすく、見つけやすいページとなるように工夫してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） 官民一体となった取り組みが必要な感染症であります。市民の情報収集が適切に行われることで、支援策の周知や感染拡大を防ぐことにもつながります。早急に対応していただきますよう、お願いをいたします。

それでは、最後の質問、6点目のコロナ対策下における災害時の避難所対策について伺います。

市長の御答弁においてかなりの具体策をお示しいただきました。新生活様式の実践や感染防止対策の徹底、そして一時避難所には体温計や消毒液の配備、それに間仕切りやテント、さらには簡易ベッドや段ボールベッドなども整備するとありました。また、体調不良の方に対する分離避難なども考慮されていると、しっかりとした事前準備ができていることに安心したところでございます。

しかしながら、一昨年7月豪雨のことを考えますと、災害の規模次第では多くの避難者が出るのが想定されることから、現状の避難所のスペースで足りるのか、いささか不安を感じるところでございます。

そこで伺います。一昨年7月豪雨時の各避難所の避難状況等をベースに、3密を防ぐ間隔、いわゆるソーシャルディスタンスをとった場合の収容可能数等の検証が必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷吉行君） 市内には23カ所の一時避難所がございます。それらの定数を合わせますと2,612名です。これは1人当たり3平方メートルで計算しております。今回の感染症対策として、避難所の定員を半数にする方針でございます。その場合、定員が23カ所で1,306人です。平成30年の豪雨災害時の避難者が760人でしたので、同程度の災害の場合、避難所は収容可能と考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。避難所の数が足りるのかどうか心配をしておりましたが、ただいまの御答弁で安心をいたしました。

そこで、今年も既に梅雨入りをしてしておりますが、災害発生が予測される場合には、当然避難となります。避難行動や避難所運営など、コロナ感染対策下でソーシャルディスタンスを確保しながら実行することは容易なことではありません。

そこで、まずやらなければならないことは、避難所の感染防止、水際対策、つまり避難所に入る前の体温測定等であります。この点については、非接触型体温計を配備する予定ということですので、安心をいたしました。

しかし、ここで忘れてはならないことがあります。それを実施する避難所運営スタッフの感染防護措置をいかにするかであります。多くの避難者の体温測定や健康チェックシートの記入、補助作業などを行う業務は大きなリスクを伴います。そうした方々への対応策も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷吉行君） 避難所では、受け付け時に体温測定や健康チェックシートを使用して、症状がある方をチェックいたします。その際、避難者には入館時に消毒やマスクの着用を徹底いたします。受付担当者につきましては、それに加えてフェースシールドの着用や手袋をするなどの感染防止対策をとっていただきます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。こうした避難所運営を行う場合には、避難者も運営スタッフも、状況が状況ですから、冷静さを欠くことが予想されます。いざという時のために、各避難所において今回準備をされた資機材などの取り扱いや運営など、事前に訓練をしておく取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷吉行君） 避難所運営の主体である地域住民の方によります、こうした取り組みは必要であります。市としては、その訓練の計画や実施に当たっての支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） 現在のところ、この新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言が解除され、日常の生活に戻りつつある中、国からは新しい生活様式に取り組むよう呼びかけが行われています。新しい生活様式への行動変容が求められている今、本市が市民生活や地域経済を守り抜くためにも、市民の一人一人の徹底した行動変容が必要となるのではないかと考えます。そのためには、この新しい生活様式を広く市民の皆様へ周知するため、出前講座やサロン、さらには小中学校等、人が多く集まる場所を通じて、新しい生活様式の徹底を図っていただきたいと思います。

終わりになりますが、今回の一般質問で新型コロナウイルスと闘っていくためには、官民一体となった取り組みが大変重要であるということを再確認させていただきました。

現在のところ、先の見えにくい状態ではありますが、気を緩めることなく、新たな生活様式を徹底し、新型コロナウイルス感染症終息の日まで、オール江田島市で頑張ってもらいましょう。今回の新型コロナウイルス対策6点の質問の全てを終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、4番 岡野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。14時5分まで休憩いたします。

（休憩 13時52分）

（再開 14時05分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） 皆さん、こんにちは。5番議員、熊倉正造でございます。傍聴席の皆様、朝早くから議会傍聴ありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方に心からお悔やみを申し上げますとともに、今も入院加療中の皆様にお見舞い申し上げます。また、医療の最前線で頑張っています全ての医療従事者の皆様に心から敬意を表します。

さて、4月30日、国の1次補正予算が成立、広島県議会でも補正予算が成立しまして、新型コロナウイルス感染症の国と県のメニューがほぼ出そろい、先週の金曜日の6月12日に国の2次補正予算も成立しました。本市も専決処分で23億円余りの予算を組んでおります。

本市の感染症対策としても市民宛てのメッセージや動画等による市長の活躍、危機管理課による繰り返しの防災無線による注意喚起、さらに対策本部を立ち上げる等、本市一丸となった対策で感染者1名にとどめていることに敬意を表します。市民の皆様の多くは忘れていたかもしれませんが、新型コロナウイルスによる国内初の感染者が確認されたのが1月16日です。まだ5カ月しかたっていませんが、この間、2月27日に全国の小・中・高・特別支援学校に春休みまでの休校要請、4月7日に7都府県に緊急事態宣言、4月17日に全国に拡大され、国民みんなが自粛していたら、5月14日に39県で緊急事態宣言が解除され、21日には近畿圏の2府1県も解除されました。5月25日に全国全ての都道府県が解除されると、新型コロナウイルスの情勢は目まぐるしく変わりました。ころころと変わるコロナ情勢に、当初考えていた一般質問の項目が全て変更になるなど、私もコロナ情勢に翻弄されました。

外出の自粛や、営業の自粛要請等により国内の経済、産業面も大きく混乱しました。国難とも言える今回の新型コロナウイルス感染症ですが、今後も感染症に対する対策と経済の立て直しの両立という難しい二正面作戦に対応することが要求されています。

それでは、通告書に基づき、感染症対策と地域経済等について、次の6点を質問します。

- 1つ、本日現在、本市の保有・保管しているマスク、消毒用アルコール類は。
- 2つ、4月6日、本市の感染者が発生したときの情報提供について。
- 3つ、特別定額給付金の早期の完全支給を。
- 4つ、本市独自の事業主等への経済支援策を。
- 5つ、本市出身大学生等に経済的支援を。

6つ、本市の地域経済への影響に対する現状認識と今後の展望は。

この6つでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 熊倉議員から新型コロナウイルス感染症対策とその影響による地域経済等について、6点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、本日現在、本市の保有・保管しているマスク、消毒用アルコール類はどのお尋ねでございます。

現在、本市が保有しております新型コロナウイルス感染症対策の物品といたしまして、マスク2万6,000枚、手指用消毒液を220リットル、機材等の消毒液を80リットル確保しております。

次に、2点目の4月6日、本市に感染者が発生したときの情報提供についてでございます。

新型コロナウイルス感染症が疑われた場合には、本人または医師が直接本市を所管している広島県西部保健所呉支所に連絡することとなっております。保健所は、指定の病院で検体採取の手続を行います。採取された検体を広島県の検査機関でPCR検査をし、陽性であった場合は、その情報が市へ提供されます。感染者の情報の公開に際しましては、感染症法の精神に基づき、個人や団体のプライバシーの保護及び風評被害について配慮をいたしております。

市民の皆様には、この広島県が公表する感染者の情報とあわせて、感染予防対策の徹底を防災行政無線や市のホームページなどで必要な情報を提供いたしましたところでございます。

次に、3点目の特別定額給付金の早期の完全支給についてでございます。

本市の給付対象者は、基準日となります令和2年4月27日時点で1万2,285世帯、2万2,659人でした。本市では、できるだけ早く市民の皆様にご給付金をお届けするため、4月24日付で特別定額給付金室を設置をし、全庁的な応援体制のもと、事務処理を開始いたしました。その後、5月13日に申請書の発送を終え、順次受け付けしたのから書類を審査した上で、銀行振り込みを行っております。5月22日の第1回目の振り込み後、本日までに1万1,449世帯分、計7回の振り込みを完了しており、給付率は94％となっております。なお、申請期限は8月17日でございます。期限満了前には、申請されていない方に再度お知らせするなど、給付率100％を目指して支給に取り組んでまいります。

次に、4点目の本市独自の事業者等への経済支援策についてでございます。

現在実施しております本市独自の事業者等に対する経済的な支援策は、航路事業維持対策事業と、江田島市がんばる商工業者等支援金でございます。また、今後の支援策といたしましては、江田島市プレミアム付お食事券事業、食べて応援！「エタジマ ミライート PROJECT」と、江田島市雇用調整助成金受給サポート補助金事業を予定

いたしております。

次に、5点目の本市出身の大学生等に経済的支援を、についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で支援が必要となった大学生に対して、文部科学省から日本学生支援機構等を通じてさまざまな支援策が打ち出されております。本市におきましては、奨学金の貸付制度がございますので、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた奨学金の受給学生等に対して、法律的な支援ができるかどうか検討をしております。

次に、6点目の本市の地域経済への影響に対する現状認識と今後の展望は、とのお尋ねでございます。

本市におきましても、学校の臨時休校に伴って生じる経済的な影響や、イベントや観光の自粛要請等により、宿泊事業者や公共交通事業者、飲食業、サービス業等では大幅な減収が生じております。本市の経済を取り巻く環境は、急激に悪化している状況にあると認識をいたしております。今後の展望につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況において、市民の不安が払拭されないため、人の動きが制限され、消費マインドの回復も見込めず、消費喚起策による効果が十分に得られないのではないかと、そういった懸念もございます。つきましては、一層徹底した感染症対策を実施するとともに、停滞する経済活動が復活するまでは、市民の皆様の声を聞きながら小規模事業者等が事業継続できますよう、資金繰りを支える支援策を検討・実施をしたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 再質問させていただきます。

本日現在の保有枚数は、先ほど市長の答弁のあったとおり、2万6,000枚、手指消毒用アルコール220リットル、機材等の消毒用アルコール80リットル、これでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 今、市が保管しておりますマスク等につきましては、市長答弁のとおり、そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） このですね、ちょっと資料が私がもらった、確かこれは3月31日に市内医療施設にマスク4,600枚配布とあり、内訳は国が3,000枚、市が1,600枚となっておりますが、3月末現在の市保有のマスクは何枚だったのですか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 議員おっしゃりますように、3月31日に市内の医療施設につきまして、4,600枚お配りさせていただきました。残っておる、3月末ということでございます。3月末の保有枚数は4,450枚でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 3月から4月にかけてですね、マスクが逼迫したときの市民の声は、市はなぜ保有しているマスクを市民に放出しないのかという意見が私のところにたくさん来ましたが、結局私も電話しなかってよかったと。電話しても恐らくゼロ、多分福祉のほうも大分心配したと思いますけども、しかし今マスクは大分だぶつきみなど市中にあふれていますが、消毒用アルコール類は今現在でも不足きみです。新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えても市もマスク、消毒用アルコールの保有に努めるべきと思います。

市はこれらマスク、アルコール消毒液の本市の適正保有、保管量はどのぐらいだと思っておりますか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） マスクとかですね、アルコール消毒液の適正な保有個数、適正なところというのは基準はございません。また、新型コロナウイルスの第2波、第3波がどの程度なのかということがありますが、現在では適正な数量というのは示せるものはございません。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） そうすると、今持ってる2万6,000枚ですか、マスクですね、それから消毒用アルコール、手指用が220リットル、機材等の消毒アルコールが80リットル、これでおおむね何かあっても耐え得るということでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 今の保有しておるのが絶対というわけではないと思っております。第2波とか第3波とかやってくる可能性は当然あるわけですが、マスクにつきましては、今、市中に出ておりますので確保はできていくのかなと思っております。アルコールは、議員さんおっしゃるとおりですね、なかなか手に入りにくい状況がまだ続いております。これはですね、一概にはちょっと言えないんですけども、できる限りの保管はしていかないといけないと思っておりますし、今後もですね、買い増しとかですね、そういうのをしていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） マスクとともにですね、消毒用アルコール類、これもですね、特に手指、手、指の消毒用アルコール、これを早急に指定避難所へ配付してもらいたいと。昨日ね、私も確認したら、これがまだ避難所に来ていないんです。段ボールとか簡易ベッドは来ているんですけども、至急、なるべく早く配付していただきたいと思いますが。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷吉行君） 避難所用としてマスクは8,450枚、手指用の消毒液70リットル、機材などを消毒する消毒液80リットル用意しております。一時避難所にはそういったマスクや消毒液のほかにも、フェースシールドや使い捨ての手袋など

の感染症予防の対策用品も用意しております。今おっしゃるように、今行っているのは段ボール製の間仕切りとベッドだけですけれども、早急に避難所のほうに届けるようにいたします。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） では、2つ目に、感染者の発生したときの情報提供について移ります。

4月6日、市に感染者発生の第1報は、4月6日の何時か、どこからか、内容は、これについて。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 4月6日に本市で初の新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確認をされたところでございます。市が第1報として連絡をいただきましたのは、19時30分、夜の7時30分頃で広島県の西部保健所呉支所、うちが管轄している保健所ですけれども、そちらのほうからいただいております。内容につきましては、2点ございました。PCR検査の結果、陽性であった、このことと、本日中、4月6日ですけれども、本日中に広島県が記者発表すると、この2点だけの連絡でございました。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） しかし遅いですね。この日ですね、私のところに来たのは、お昼のとき、私が食事中に、私が海上自衛隊OBというのを知っている人からですね、昼、食事中に江田島町でコロナが発生した、海上自衛隊員らしいというのが私のところに来ました。私もですね、学校長に電話するわけにいかんし、幕僚に聞いてもですね、総務部長や総務課長に聞いても失礼、わからんと思いますので、どこにも電話しなかったんですけども、今度は午後からですね、いろいろ電話入りました。医療機関の関係者らしい、どこどこの病院行ったらしい、どこの人だ、江田島の飲み屋さんらしいとの情報がいろいろ入ってきました。決して非難・中傷ではないんですけども、本当にいろいろ入ってきました。

最初言いましたように、保健所が遅いというのは、保健所は県の施設ですね。県の機関なんですけれども、完全に顔は厚生労働省のほう向いて、県のほうには余りにしてないと言うとおかしいけども、そちらのほうらしいです。ですから、私のところにお昼に来たのに、結局4月6日の夕方ということで、この辺がですね、非常に情報提供について私、不満だった。

それで、4月6日、県が発表した市民への情報提供の内容は十分だったんか、あるいは市民がそれだけ疑心暗鬼を持った、招いたと思ったんですけども、いかが思ってますようか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） ちょっと先に1点目の4月6日に熊倉議員さんがお昼に聞いたという話でございますけれども、多分そのときって検査結果が出てない時間だと思います。当然ながら県から、県の検査によって陽性ってということが確定したら、

うちの市のほうに連絡がございますので、その前に出たっという情報の情報が流れるということとはちょっと、なかなかあり得ないのかなっというふうに私は思っております。

次に、2点目の当日に県が記者発表した状況ということでございますけれども、これはその当日の22時、夜10時ですけども、広島県が報道機関へ発表をいたしました。これ、市におきましても、県が発表した内容以外に第1報で紙をいただくわけですけども、それ以外に詳細な情報の提供があったわけではございません。したがってですね、次の日、市長が記者会見をしたわけですけども、その中では県からいただいた情報に多少聞き取り等はしますけれども、その情報ぐらいしかなく、そのぐらいの情報での記者会見となったわけでございます。ですので、検査、この新型コロナウイルスに対してですね、一連の検査や対応につきましては、市長答弁にありましたように、感染症法っていうのがあるんですけども、これによりまして都道府県が行うことになっておりますので、広島県はその調査ですよ、これ積極的疫学調査っていたしますけれども、これを実施して、感染経路やですね、その濃厚接触者、こういったことの特定を調査しますので、その調査に基づいて公表が行われるというふうに思っております。その公表の範囲というのは、当然公表できる中での公表でございますので、市としてはその公表に基づいた可能な限りの情報での提供しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 回答は要りませんが、それにしてもですね、いまだに私が見えないのは、この感染者は誰から、どこでコロナにかかったのだろうかということです。濃厚接触者は全員陰性であったことは市民のほとんどが知ることになりましたけれども、この2点は私、今でもわかりません。これは回答要りません。

そしてですね、これはお願いなんですけども、市民への情報提供することは、言葉をかえれば、自治体の情報開示であり、感染者の情報開示でもあります。個人のプライバシーとの関係で難しい問題であると思っておりますけども、市民への情報提供の内容は、できるだけ正確に、わかりやすくお願いしたいと思っております。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 市民の皆様がですね、詳細な情報を求めているということは承知しております。本市において、初の陽性患者の方が確認されました4月6日、その次の日にはですね、多くの市民の方からお電話をいただきました。本当に情報を求めるお電話をいただいております。しかしながら、個人の特定につながる情報、これはですね、本人が、本人の責任でないにもかかわらず、患者になってしまって、というか、陽性反応が出てしまった、そういった方ですね、個人情報の暴露であるとか、誹謗中傷につながるということのおそれがあるためですね、これは提供することができません。これはですね、今も本当に全国的にも感染者の方やその家族とか、医療関係者ですね、ほかには医療関係者の方が誹謗中傷に遭っているわけでございます。本当に生活に支障を来すというようなことがあります。引越しをしないといけない、会社を辞めなければいけない、そんなような状況になったりすることによって社会問題や人権問題ではないかと言われております。これはですね、本当に感染症法の中

にですね、国民の責務というのが書かれておりまして、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならないというふうに規定があります。国や県も再三このようなことをですね、注意喚起をしておるところでございますので、本市におきましてもこのような理由から情報発信には細心の注意を払っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） ひとつよろしくお願いします。

次ですね、3番目の特別定額給付金の早期の完全支給をということに移りたいと思います。

本市の給付時期は6月開始を予定とありましたが、この6月支給ですね、漏れ聞いた市民は遅いと不満が相当ありました。しかし、これは4月28日の全員協議会における企画部長の5月中に届けられるよう最大限努力するとの発言が翌日の中国新聞に掲載され、市民の不満の声が聞こえなくなりました。はったりでもいいから、自信あふれる発言は必要であると思います。

ところで、本市の特別定額給付金の支給について、その第1回は5月22日ということによいのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 熊倉議員御指摘のとおり、本市の特別定額給付金につきましては、第1回目を5月22日に実施いたしました。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 今回の本市のですね、この給付金の支給に関しては、郵送あるいはオンライン請求に関しても他の市町に比べ約半月ぐらい遅れていたんですけども、関係職員のゴールデンウィーク休暇中も勤務するという大変な努力で5月13日に給付金申請書の発送、5月22日に振り込まれた。これは5月7日、県内で一番早く給付を始めた大竹市や熊野町に準ずる早い支給日でした。対応した特別定額給付金室の皆様の努力に敬意を表します。

ところで、県で一番支給開始が早かった大竹市の給付金の支給率は6月2日現在、91.4%です。本市が94%、7回目ですね、振り込んで。こうなったら完全支給は完全に市民に対する支給は、大竹市を抜いて県で一番を目指してもらいたいと思います。担当者のもう一段のギアを上げてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） このたびの特別定額給付金の給付に関して、スピード感が求められていることは十分認識しております。また、市長の答弁にもありましたとおり、本市では既にもう94%の方に給付を完了しております。全国的な給付状況と比較しましても本市が遅いというふうには感じておりません。

また、スピード感とあわせてこの給付事務については、給付漏れや二重給付などを防ぐ正確な事務の執行が求められております。引き続き、ミスのない正確な事務の執行とあわせ、迅速な給付に取り組んでいこうと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） ひとつよろしく願いいたします。

それとですね、市内に700人を超える技能実習生に漏れなく支給されただろうかと心配。私も行政書士として技能実習生に対して法令講習を担当していますが、毎回の法令講習の最後に、この1カ月の講習を終えて会社へ就職したら君たちが一番先にやることは、居住地の市役所に行って住民基本台帳に登録することであるといつも言っていました。これを言った以上、本当に技能実習生が登録して受給できたか、いささか心配があります。今現在、何人ぐらいの本市の技能実習生は受給されているのでしょうか。そのパーセンテージでも結構だと思うんですが、よろしく願いします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 御質問の外国人の方につきましては、このたび人権推進課が協力してございまして、技能実習生の受け入れ団体に直接説明に出向くなど、確実な給付に向けて取り組んでおります。外国人の給付対象者は761人となっており、現時点での給付済みは730人、給付率は95.93%となっております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） ありがとうございます。安心しました。

それとですね、本市の特別定額給付金支給は口座は必須条件でしょうか。口座のない世帯主は本市にいないのでしょうか。口座のない人の救済措置はどうされているんですか、教えてください。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 御存じのように給付方法につきましては、事故防止の観点から原則口座振り込みとしております。しかしながら、議員御指摘のとおり、銀行口座を持たない方もおられることも事実でございます。主には勤務地の近くに金融機関がないことから外国人の方が多くそういった方がおられます。この方に対しては現金で給付するように対応しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） ひとつよろしく願いいたします。

この特別定額給付金の完全支給に関してですね、市内のDV、ドメスティックバイオレンス被害による別居中の親子やひとり住まいの高齢者にも支給されたのでしょうか。なかなか難しい面もありますけども、わかる範囲で結構ですから、お願いします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） DV等により別支給が必要な方につきましては、広島県から情報提供を受けまして、対象家庭の有無を把握しております。しかしながら、絶対に漏れてはいけない情報でありますので、この場での回答は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） ひとつよろしくお願いします。

それとですね、支給基準日が4月27日ですけども、翌日の4月28日以降、4月30日までの4月中に生まれた子は何人いますか。いたら、本市独自の救済措置を考えてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） ただいまの御質問は、今回の給付金が4月27日が基準日で、その翌日、28、29、30とか4月中に生まれた人がおるかという質問だと思いますけれども、この4月中、4月28、29、30で生まれた者はいないということを確認しております。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 生まれた人がいないというのはちょっと寂しいような気がしますけども、はい。

それと、特別定額給付金を辞退した世帯数はわかりますか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 現時点で2世帯の方から辞退の申し出を受けております。以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 今、94%、残りの世帯に対する督促はしないんでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 給付金の申請期限は8月17日となっておりますので、それまでに必ず申請漏れがないか、あるいは申請忘れがないか、このあたりをしっかりと通知してお知らせしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） ひとつ最後まで、100%給付できるようによろしく願いいたします。いずれにしても広島県で一番早い支給完了を目指して頑張ってもらいたいと思います。

次、4番目。本市独自の事業者等への経済支援をということであります。

やはり国や県の予算がどんどん流れてきますけども、市や市町、市の予算はこの県や国の取り組みの隙間を狙ったものでなければならぬと思います。

それでですね、市の独自の施策としてちょっと参考にしてもらいたいというのが、尾道市の独自施策はこれは完全に国の隙間を埋めているもので、全ての事業者と世帯の上水道基本料の免除、それと国の持続化給付金の補填、3から5月の売上減少20%から50%に対して法人20万、個人10万、持続化給付金を出してます。観光施策として2,000円から5,000円のクーポン券を5億7,000万円。そして、先ほど岡野議員も言われましたように、呉市も小規模企業者応援給付金を6月3日に制定しました。これは呉市の小規模企業者の事業の継続を支援するための家賃などの幅広い用途で使用可能で10万円を給付するというものです。本市も独自の事業持続化の財源支援と

して、航路事業者に対する支援やがんばる商工業等支援金もありがたいんですけども、江田島市の事業主への独自支援策は何でしょうか。事業主等への独自支援策。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 本市の事業主等への独自支援策につきましては3事業ございます。

1点目は、売上高が減少している商工業等事業者の継続的な経営に対する支援を行うための江田島市ががんばる商工業等支援金でございます。

2点目は、雇用調整助成金の申請に必要な書類作成において、社会保険労務士に委託した際の手数料を支援するための、江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金事業でございます。

3点目は、休業や営業時間短縮により、売上高等が減少している飲食店に対するの支援策、40%のプレミアムつきお食事券を発行する、食べて応援！「エタジマ ミライート PROJECT」でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） もう1つ事業主等への経済支援で重要なのは、やっぱりこれも国や県の取り組みの隙間を埋める家賃の補助であります。政府は中小・個人事業者を対象に家賃の3分の2、月額上限、中小企業者に100万円で6カ月で600万円、個人事業者50万円で6カ月300万円を助成するという案を2次補正に組みました。市内の売上げの減少などに苦しむ事業所、飲食店に対する家賃の補助として、国の残りの3分の1を支援すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 飲食店等への家賃補助につきましては、現在国の支援策として最大、先ほどおっしゃいました600万円の補助をするという、家賃支援給付金事業が進められております。この新たな事業の効果を見ながら、追加の支援策が必要なことがございましたら、本市におきましても家賃補助を検討してまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） よろしく申し上げます。

特にですね、家賃が高いと言われている江南・飛渡瀬地区のテナント等へ助成して、センターゾーンのにぎわいを維持・確保してもらいたいと思います。

この家賃の補助の財源は特別交付税ということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 今後、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源につきましては、可能な限り国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するように考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） ひとつ家賃の補助をよろしく願いいたします。

5番目の、本市出身大学生に経済的支援をと。

新型コロナウイルス感染症による経済への影響は、大学生に深刻なダメージを与えております。アルバイトを失い、親の収入源で学費や生活費に不安を抱えるのに加え、企業の新規採用も減りそうで将来を描けないといえます。政府は新型コロナウイルス感染拡大で困窮する学生への方策で1人当たり10万円、特に困窮する学生には20万円を給付するという方針を決めて、1次補正の予備費を充てました。そして、本市としても京阪神や東京・横浜等、県外に居住する本市出身の大学生、専門学生等がいます。高齢の祖父母等に感染させてはいけないとの理由で帰省もできない本市出身の大学生や専門学生に、江田島名物のカキやしょうゆ、みそ、江田島羊羹、お米等を送って経済的支援を行うのはいかがでしょうか。金銭的支援は国や大学に任せるとして、この経済的支援で本市出身の大学生や専門学生と絆を築き、縁を深め、これらの学生が卒業後江田島市内の企業、市役所、消防に就職することを期待したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 本市では、平成29年度から令和元年度までの3年間、市内に在住した場合にはですね、20万円を上限として奨学金の返済を支援する制度を設けましたが、目に見えた定住促進効果は見受けられませんでした。議員御提案の特産品の送付について、郷土との絆を育む一定の効果は期待できますが、学生等のUターンを促進するには、やはり江田島市に働く場所があることが最も有効な手段であると、このように考えております。このため、こういった働く場を提供するための手段にしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） やっぱりこの経済的支援がですね、人口減少対策になると思うんです。やはり人口減少対策というのは、あの手この手いろいろ手をかえ品をかえでやって、この人口減少対策には王道はありません。一つでも人口減少対策になると思ったら、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

本市は、本市出身大学生や専門学生を把握していますか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 本市出身の学生であるとか、専門学校生等の詳細な数値については把握できておりません。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 把握してなければ、ホームページ、広報紙等を使って募集するというのはいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） ホームページ等で本市出身の学生等ですね、支援するために募集するということがありますけども、どういった支援ができるのか、そのあたりを十分に検討した上で、それに見合った学生さんを募集ということが優先されるべ

きだろうと思いますので、そのあたりは慎重に進めたいと、このように考えております。
以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 最後の質問になります。

最後に、市長が言われました、停滞する経済活動が復活するまでは小規模事業者等が事業を継続できるよう資金繰りを支える支援策を考えるとっていますが、これのプライオリティーの、一番は先ほど言いました家賃の補助です。ぜひともこの家賃の補助よろしくをお願いします。

それと、本市では医療崩壊は起きなかったんですけども、市内の小規模事業者の廃業、倒産等の経済崩壊は起きたのですか、あるいは起きているのですか。その数はわかるでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 江田島市商工会によりますと、本年1月から6月までの半年間で、廃業、倒産件数につきましては25件ほどございました。昨年の年間廃業、倒産件数は45件でありましたので、半年間で考えると5件ほど今年多いという情報があります。

本市としましては、がんばる商工業支援金等で事業主等に支援を行っていますので、危機的な状況は避けられているのかなというようなことは考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 最後になりますけども、これからは感染症対策を行いながら経済を立て直すという両面作戦が必要ですが、政府のスタンスは完全に雇用の維持、経済の再生に変わりました。この政府の政策変更が本市の地域経済に及ぼす影響は何かありますか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 外出の自粛や県からの休業要請等によりまして、飲食業、小売業といったところで大変大きな影響が出ているところでございます。今後国の約1兆7,000億円のG o T oキャンペーン事業が実施されることによりまして、人の流れとかが生まれて、本市におきましてもにぎわいづくりがされて飲食店など地域経済への再活性化につながると考えております。

本市といたしましても、40%のプレミアムつきお食事券を発行する、食べて応援！「エタジマ ミライト PROJECT」によりまして消費喚起へつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 産業部長、今、産業部長の言うように元に戻すにはおおむね何年ぐらいを見込んでおりますか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 問題が少し難しいので、私には答えられませんけれども、

できるだけ早い回復を願っております。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） ありがとうございます。本市の地域経済の再生についてひとつよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、5番 熊倉議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。15時00分まで。

（休憩 14時52分）

（再開 15時00分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番 角増正裕議員。

○2番（角増正裕君） 皆さん、こんにちは。2番議員、政友会の角増正裕です。

それでは、通告に従い、1項目3点の質問を行います。

今回取り上げるのは、農地転用についてです。

今年3月に宅地への農地転用ができなかった案件について、地権者から相談を受けました。調べてみると、江田島市において、宅地建物取引士、司法書士、行政書士といった実務家においても全くと言っていいほど周知されていない、第1種農地であることが不可の理由でした。そうした経緯を踏まえて、今回次の3点についてお伺いします。

1、農地法に係る農地転用許可制度における第1種農地について。

2、農振法に係る農業振興地域制度における農業振興地域について。

3、農地法に係る農地転用許可制度と農振法に係る農業振興地域制度の関係は。

以上、答弁方よろしく願いします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 角増議員から農地転用について3点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の農地法に係る農地転用許可制度における第1種農地についてでございます。

本市では、平成18年10月に広島県から移譲を受けまして、4ヘクタール以下の農地について、農地法に係る転用許可などの事務を行っております。

農地法でいう第1種農地とは、3つの要件がございます。まず1つ目は、10ヘクタール以上の集団の農地。2つ目は、農業公共投資の対象となった農地。3つ目は、生産力の高い農地であります。本市では、本年4月1日現在、10カ所119.9ヘクタールの第1種農地があり、代表的なものは、昭和62年の江田島町エセキ地区の海田湾埋立採土地と、平成27年の大柿町の深江地区オリーブ園がございます。

次に、2点目の農振法に係る農業振興地域制度における農業振興地域についてでございます。

農業振興地域制度とは、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づきまして、農業振興上のマスタープランとして、県が農業の振興を図るべき地域を市・町

ごとに農業振興地域として定めているものでございます。市・町は、この指定により、農業振興地域整備計画を策定する必要がございますので、本市では平成22年度に江田島農業振興地域整備計画を策定し、現在に至っております。この計画における農業振興地域の面積は5,565.6ヘクタールであり、本市の面積全体の約2分の1に相当する面積が農業振興地域として指定をされております。そして、農業振興地域の中で本市独自の農業振興を図っていく土地を農用地区域と設定しており、その面積は1,080.1ヘクタールでございます。

次に、3点目の農地法に係る農地転用許可制度と、農振法に係る農業振興地域制度の関係についてでございます。

先ほど申しました農業振興地域内の農用地区域は、農業を行う上で生産性の高いことや、農業公共投資で区画整理を行っているなど、優良な農地であることから、農業の振興を図るために活用していただきたい土地でございます。したがって、農地の転用につきましては、原則許可できないものでございます。しかしながら、例外許可の定めもございますので、市におきまして地域の実情や個々の事情を考慮しながら、適切に判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） それでは、再質問を行いたいと思います。

先ほどの市長答弁で触れられた10カ所の第1種農地について、その場所、指定年月、面積の明細を教えてくださいたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 10カ所の第1種農地について説明いたします。

指定年月の古いものから順番に申し上げます。1つ目は、昭和45年7月に指定された大柿町深江の沖野島地区で、面積は18.2ヘクタールです。2つ目は、昭和46年2月の江田島町秋月のオガタ地区で、6.7ヘクタールです。3つ目、昭和48年7月の能美町中町の見浪と竹成地区で、3.4ヘクタールです。4つ目、昭和49年2月の大柿町大原の浜之内地区で、1.3ヘクタールです。5つ目は、昭和51年7月の江田島町幸ノ浦で、4.6ヘクタールです。6つ目、昭和51年12月の大柿町深江の東川地区で4.6ヘクタールです。7つ目は、昭和60年3月の能美町高田の大新開地区で、2.1ヘクタールです。8つ目、昭和62年3月の江田島町切串のエセキ地区北部1で、22.4ヘクタールです。9つ目も昭和62年3月の江田島町切串のエセキ地区北部2で、47.1ヘクタールです。最後に10番目で、平成27年3月の大柿町深江釣附地区の9.5ヘクタールです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） 先ほど冒頭で触れた事例についてちょっとお伺いしたいと思います。

その事例ではですね、この該当の農地転用できなかった農地なんですけれど、農業振興地域に該当しておらず、第1種農地であることを示す登記も分筆して、所有権移転を

した際に消えていました。地権者は売買に向けて印鑑証明を準備していたそうです。

このような、公示するものが何もないような状態の事例で、どうすれば第1種農地の確認ができるのかというふうに考えています。いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 今回の事例では、端的に申し上げまして、現状では土地の登記簿を遡ることでは確認はできません。これは県に問い合わせしましても同じ答えでございました。また、今回の事例のように、農業振興地域に指定されておらず、分筆登記などにより換地処分した履歴が確認できない土地がこのほかにも存在することと思われれます。

今後は、第1種農地の存在を地図に落とすとかして、閲覧可能にするなど、目に見えるような形にしたいと、そういうふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） よろしくをお願いします。

それでは、次に入りたいと思います。

先ほど開示していただいた10カ所の第1種農地について、深江地区のオリーブ園以外は、どれも昭和の時代に指定されていて、30年以上の時間が経過しています。総計119.9ヘクタールの指定された農地には、現状かなりの耕作放棄地が存在します。また、第1種農地であった農地でも、既に転用が許可されて住宅が建っていたり、太陽光発電施設となっていたり、介護施設が立地していたりする事例があります。第1種農地の転用について、今後どのように運用していく方針か教えてください。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 第1種農地として整地された農地は、農地法の定めにより、原則不許可でございます。しかしながら、その農地法にも転用に関する例外許可の要件もございますので、本市の農業振興上、補助金返還等の問題がなければ、法律の節度を保ちながらできる限り地権者の思いに寄り添う形で運用をしております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） ぜひ実情に合った運用に努められるようお願いいたします。

答弁に、「法の節度を保ちながら」という言葉がありました。私は、指定から相当年月が経過し、残念ながら農地法が取り扱うべき農地でなくなった耕作放棄地等をいつまでも第1種農地としておいてよいのかという思いを抱いています。すぐにとはいかないでしょうが、指定農地の見直しも必要と考えます。

次に、農振法における農業振興地域について、農業振興策が定められている江田島市農業振興地域整備計画で進めているその振興策を具体的に説明いただけたらと思います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 本市の農業振興地域整備計画における振興策の具体例を申し上げます。

1つは大柿町の深江地区オリーブ園や、それから沖美町の畑地かんがい用水施設のように、農業公共投資による農業生産基盤を整備することで、優良な農地を農用地区域に

指定して保護しております。大柿町の深江地区オリーブ園につきましては、市有地でございますので、3つの企業に貸し出しして、オリーブ生産を進めております。

沖美町の沖地区では、畑地かんがい地域なんですけれども、現在、企業参入と新たな品目による産地を形成するため、農用地区域に指定している農地の所有者の意向を確認しており、重点地区を絞って農地の集積と流動化に向けて調整しているところでございます。

これからも、今ある産地の維持、発展と新しい産地の形成を目指して有効な農業振興策を進めてまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） 農地について所有者の意向を確認して、重点地区を絞るという説明がありました。こうした色分けは、第1種農地の運用においても取り入れていただけたらと要望します。

終わりになりますが、今回農地転用を取り上げました。江田島市には、残念ながら第1種農地にも農業振興地域にもかなりの耕作放棄地があります。ただ単に、事務的に農地法や農振法について取り扱おうと、実態とかけ離れた実務となるということが懸念されます。現況が農地でない土地を農地法や農振法で縛るのは、法律の趣旨と違います。また、個人にとって住宅を建てるということは、人生の重大事です。事業者にとって設備投資をすることは、経営の重大事です。農地転用の審査に当たっては、その可否が申請者の人生や経営を左右するのだということをしっかり受け止めて判断してほしいということをお願いさせていただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、2番 角増議員の一般質問を終わります。

6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） 皆さん、こんにちは。6番議員、公明党の平川博之でございます。傍聴席の皆様も本当に御苦労さまです。

初めに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々に心から哀悼の意を表しますとともに、治療中の方々に心よりお見舞い申し上げます。また、昼夜を分かたず、ウイルスと闘いながら地域医療を支えてくださっている医療従事者の皆様に心から感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、質問いたします。

新型コロナウイルスの対策についてです。

全国的に新規感染者数は減少傾向にあるものの、ウイルスとの闘いは長期戦を覚悟しなくてはなりません。全国に発令されていた緊急事態宣言も解除されましたが、決して気を緩めることなく、感染第2波、第3波への備えに万全を期す必要があります。

そこで、次の3点を伺います。

- 1、新型コロナウイルスの長期化に対する支援策について、本市としての考えを伺う。
- 2、抗原検査、またPCR検査といった検査体制について医療機関との連携はどのようになっているのか伺います。
- 3、コロナ感染拡大に伴い、今後も休校や変則的な授業の取り組みなど様々なことが

考えられますが、教育現場の対応・取り組みはどうなっているのか。

以上、1項目3点について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平川議員から新型コロナウイルス感染症対策について3点の御質問をいただきました。1点目と2点目については私からお答えをさせていただき、3点目につきましては、教育長からお答えをさせていただきます。

まず1点目の新型コロナウイルス感染症の長期化に対する支援策について、市としてどのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

本市の感染例は、1例目の4月6日以降確認をされておられません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではございません。第2波、第3波の感染が拡大する可能性もございます。そうした意味から長期的な支援策といたしましては、学校教育における休校などの対策のため、児童生徒用のタブレット端末の整備及び校内無線LANを整備する、GIGAスクール事業を準備しているところでございます。また、新しい生活様式を実践・継続し、基本的な感染予防対策を徹底した上で、いきいき百歳体操やふれあいサロンなど、市民の皆様の日常生活を取り戻すための努力をまいります。

次に、2点目の今後の検査体制について医療機関との連携はどのような取り組みを行っているのかとのお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染症の現在の検査体制につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に基づきまして広島県が担っております。本市での管轄は広島県西部保健所呉支所となっております。そのため、感染が疑われる方に対しましては、保健所の指示のもと、呉市内の3カ所の指定医療機関で検体を採取し、その検体を県内2カ所の検査機関におきましてPCR検査を実施し、感染の有無の判定をいたします。その検査の結果、陽性であれば本市に情報提供があるものでございます。現在広島県では、1日に270体の検査体制で対応しているところでございます。今後におきましても、感染症法に基づき、広島県と医療機関とが連携をして、検査体制の維持または調整がされることとなっております。

本市におきましては、市民の皆様が円滑に検査を受けられるように相談に応じてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 平川議員から教育現場の対応についての御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

最初に、これまでの経緯を報告させていただきます。

御承知のとおり、本年2月に新型コロナウイルスに感染した事例が国内で相次いで報告され、学校においても感染症対策に万全を期すよう、国や県から要請を受け、本市におきましても、春休みまでの3月2日から3月25日までの期間、市内小中学校を一斉に臨時休校することといたしました。この臨時休校期間中におきましても、児童生徒に

とって大切な行事の1つである卒業式につきましては、小学校では3月24日、中学校では3月8日に、感染拡大防止措置を講じた上で、時間を短縮して実施いたしました。また、放課後児童クラブの受け入れ体制の整備や児童生徒の運動する機会を確保する観点から、小中学校の校庭や体育館を開放してまいりました。その間に、国や県から教育活動再開に係る新たな指針が示され、本市におきましては、その指針に従い、春休み明けの4月6日から市内小中学校で新学期をスタートさせることといたしました。なお、始業式や入学式につきましても、感染拡大防止措置を講じた上で、出席者を制限し、時間を短縮して行いました。しかしながら、4月6日には市内で初めての感染者が確認され、4月7日には政府が緊急事態宣言を発令し、広島県内におきましても4月13日に感染拡大警戒宣言が出されたことを受け、再び4月15日から5月6日までの期間、市内小中学校を一斉に臨時休校することといたしました。

2回目となる臨時休校期間中におきましても、児童生徒の学習に遅れが生じることがないように、各学校では児童生徒には自分で学習内容を選択、計画、実行することができるような学習課題を提示しました。また、教職員は一人一人の児童生徒宅を訪問するなど、家庭学習の状況や、健康状態などの把握に努めてまいりました。しかしながら、その後も県内の感染状況が収束しないことを受け、5月31日まで休校を延長することといたしました。

このように、臨時休校期間が長期間にわたることを鑑み、教育委員会としましては、随時随時の教育委員会会議や校長会を開催し、情報共有を図りながら、学校間の取り組みに格差が生じないように留意し、指導や支援をしてまいりました。

また、6月1日から学校再開に向けての準備として、5月21日から児童生徒の感染リスク回避と学習機会を保障する観点から自主登校を実施いたしました。

以上が、学校再開までの教育現場の対応でございます。なお、今後につきましては、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではないことを踏まえ、国が示す衛生管理マニュアルや学校の新しい生活様式の徹底を図り、学校、児童生徒、保護者の3者が連携し、万全の感染症対策を行いながら、児童生徒が安心して学習し、学校生活が満喫できるようにしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 答弁ありがとうございます。

1点目の長期化に対する支援策については、先ほど岡野議員とか、また熊倉議員が行いましたので、飛ばさせていただきます。

2点目の検査体制についてですが、検査を行ってですね、陽性反応が出た場合、即入院という形になると思いますが、入院施設等の確保は大丈夫なのか、この点について伺います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 入院等につきましても、広島県が実際行っているところではございますけれども、広島県では現在県内18医療機関、266床を確保しておりまして、さらには、ホテル1棟、いわゆる軽症者用だと思われましてけれども、ホテ

ル1棟の確保をされておると聞いております。

陽性患者が発生した場合におきましては、当然ながら県のほうではありますけども、県の新型コロナウイルス感染症調整本部というのがございます。こちらに設置をされておりますトリアージセンターというのがあるんですけども、こちら辺で重症度に合わせた判定をいたしまして入院先を決定していくというものでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） ありがとうございます。

今の答弁にもありましたように、県が一応主導いうかですね、進めておるといことなんですが、今日の質問にもありましたが、江田島市には高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。特に疾患などの病気を抱えた方も多くいると思うんですが、何か異常を感じたとき、遠くの医療機関に行くいうことはですね、大変厳しいと思うんですが、こういったときどのような対策をお考えなのかお伺いします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） コロナの疑いがある場合っていうのは、風邪と同じようなそんな症状が出たときというようなことがございます。高齢者の方につきましては、なかなか交通手段がないと言われる方もいらっしゃると思います。まずはですね、御家族の方がおれば御家族の方に行っていただくわけですけども、交通手段がない方につきましては、救急車を呼んでいただくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 今の、家族の場合は家族でできますが、今の救急車で搬送するとのことなんですけど、今、現在ですね、マスクはかなり流通が進んでおりまして、救急隊の方が一緒に救急車に乗って行くときに防護服とかいうのを多分着用するようになると思うんですが、この辺は十分確保できているのか、また、これまでコロナ感染の疑いのあった方、この市で何人ぐらいいらっしゃったのか、ちょっとお答えください。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 消防本部の新型コロナウイルス感染症対策でございます。

まず救急車、救急隊員の装備なんですけれども、新型コロナウイルス感染症患者を搬送する場合、搬送に適した感染防止着及び感染防護服というのを装着しているんですけども、現在ストックとして354着あります。十分対応できます。例えば三次並みのクラスターが発生して、50人程度救急車で搬送したと想定しても、4カ月間は十分足りえます。確保できます。

続いて2点目の質問でございます。

現在、消防本部でコロナ感染者の疑いの患者をですね、県の西部保健所呉支所の要請によって8名搬送しています。皆、陰性でございました。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 本当、先ほどから言ってますように第2波、第3波あると思

うんで、しっかりまた患者さんもなんですが、そういう搬送される方ですね、健康も十分留意していただきたいと思います。

現在、特効薬こそありませんが、検査については、短時間でみやすく調べることができるなど、検査内容も大きく変化しております。そこで、市内の医療機関で検査を行うことができれば、市民の方も安心すると思います。先ほども言ってますように、県主導ということなんですけど、本市はどのようなお考え、または取り組みを行っているのか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 検査といいましても、3種類の検査がございます。PCR検査というのと、抗原検査というのと抗体検査っていう3種類ございます。このうち、PCR検査といいますのは正確性が高くてですね、これ、時間とか専門性が必要なものになるんですけども、これは一般的ではない。これが今は陽性・陰性の判断に使われておるものでございます。

もう1つ抗原検査というのがあるんですけども、これ先月国内で初の簡易検査キットが承認されて30分程度で結果ができるというものでございます。これは、正確性がちょっと少し劣るといふところもございまして、今はPCR検査の補完的な役割をしているのであって、まだ普及までもう少し時間がかかるのではないかと思われています。また、もう1つ抗体検査というのがございます。これも時間がかからず結果がわかるわけですけども、これは過去に感染があったかどうかというのわかる検査であって、現在感染されているかどうかはわかるものではないというような検査でございます。これにも検査キットが出ているわけですけども、正確性の問題もこれもあるというようなことでございます。この抗体検査についてはですね、国内におきまして一般の病院であるとか、クリニックであるとか、そういった医院とかで行っているところもあるというふうに聞いております。金額的には1回7,000円から1万円とか、1万5,000円とかそのぐらいで自由に金額決められるんだろうと思いますけれども、そういったことで行われているようでございます。

こういったですね、検査っていうのはもちろん市内で受けられると本当にいいのかなとは思いますが、これって先ほど言いました正確性の問題とかそういうのがありましてですね、抗体検査だと陽性が出たとしても過去にかかっていたということがわかるだけであって、今後かかるかかからないかとかもわからない、現段階で言えばわからないようなもんなんです。なので、この検査自体をするかしないかは本当に市内の医療機関の方が経営的な判断を行うということになってしまいます。個人経営でございますので、最終的にはその医療機関で判断するんだろうと思います。

今、国とか学会とか県とか、様々な本当に研究や開発とか検証とかされておりますので、そういった、PCR検査でも何かLAMP法であるとかいろんな方式が最近出てきておまして、唾液とかでもこうやってとれるようなもんがあったりするようです。そういった環境の変化っていうのはずっとあるわけですけども、そういったことによって検査体制も変わってくるのではないかなと思っております。インフルエンザのようですね、簡易検査でも結果がすぐに出るようになるまではもうしばらく時間がかかると

思っておりますので、こういうような国とか県とかそういった動向を見ながら、県などから検査に向けたですね、新たな方向が出ましたらですね、市におきましても各医療機関と情報共有をしながら連携を図っていききたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 遠くの医療機関にかかるいうことはですね、時間がかかるいうことなんで、やっぱりリスクも出てくると思いますから、本当に近くで皆さんが安心して生活できるようにですね、取り組んでいただけたらと思います。

2番について最後になりますけど、今さっき部長が言ってましたコロナ感染と熱中症の初期症状とかがですね、大変似ており、市内にある医療機関にとっても患者の診断がすぐにはできないということから、検査を行う際、マスクや防護服などを装着して検査を行うと思いますが、医療従事者に対してですね、江田島市にある医療従事者に対して、市の支援策はとられておるのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 医療従事者に対しての支援ということでございます。

現在は、市からはマスクの提供であるとかフェースガードであるとかですね、当時防護服っていうもの、本当にきっちりとした防護服は手に入れることはできておりませんが、いわゆる雨がっぱ的なようなものですが、そういったものを提供をしております。今後につきましてもですね、なかなか手に入りにくいものとかもありますけれども、それが今も業者に対しては発注をかけておる状況ではございます。それが来ましたらまた医療機関等にですね、提供していききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 本当、いつクラスターとかですね、起こり得るかわからないんで、しっかりとした準備をですね、お願いしたいと思います。お願いばかりで申しわけないですが、お願いします。

次に、教育現場の対応について何点か伺わせていただきます。

最初にコロナ感染が、例えば児童の家族の中から発生した場合ですね、当然児童は休校を余儀なくされると思うんですよね。一定期間の観察、例えば2週間とかそういった期間なるとは思いますけど、観察が終わった後学校に登校したときに、生徒間の間ですね、いじめなどが起こり得るんじゃないかと思うんですが、この辺の対策についてはどういうふうにお考えか、どういうふうに対策をとられとるのかお答えください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 誹謗中傷やいじめについての対応はどうするのかということだと思います。

いじめ防止に対する指導につきましては、当然日々の教育活動でも組織的に取り組んでおります。さらに新型コロナウイルス感染症に関しましても、具体的な事例を取り上げ、指導や取り組みというのを各学校では進めております。具体的には、児童生徒が感

染した場合や、またその家族、または治療に当たった医療関係者等に対してSNSなどで誹謗中傷や差別的な書き込みをし、拡散させたりする行為や、新型コロナウイルスに関するいじめなどは絶対に許されない行為であるということを徹底的に、また厳しく指導のほうはしております。今後もこの新型コロナウイルスに関するものも含め、いじめ防止については各学校しっかり取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 本当、目に見えない精神的な部分となりますので、しっかり注意してもらってですね、本当ひどい場合だったら自殺とかいうこともあり得ると思いますので、よろしく願いいたします。

授業の取り組みについてちょっとお伺いするんですが、各学校で教室の部屋の数の違いもありまして、全ての学年を例えば30人おるクラスであれば15人ずつ分けて授業をするということは難しい学校と、またそれが容易にできる学校とかいうんがあるんですが、この辺、今、江田島市でも多分部屋数が違うと思うんで、どういうふうな取り組みを今、行っておるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 3密対策になろうかと思います。これは文部科学省が発行している指導用の資料というのがございます。これらを活用し、児童生徒が新型コロナウイルス感染症の予防についてまずは正しく理解し、適切な行動がとれるというふうな指導をしております。また、児童生徒の間ですね、ソーシャルディスタンスというのは具体的に身に付けさせるため、例えば廊下には2メートル間隔でテープを貼る等の実施をしております。議員さん言われたように、生徒数が学校で違います。少ないところであればですね、安全にこの2メートル以上の幅はとれます。江田島小学校なんかちょっと大きい学校になったら、とりあえずクラスを分けてですね、ソーシャルディスタンスをとれるような工夫というのを各学校のほうでしっかり取り組んでおります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 今、なぜそういつて質問したかいうのはですね、多分ニュース等で教育次長も教育長も見ておると思うんですが、今こういう形でアクリルでですね、隔離するいうか、失礼ですけど、飛沫防止いうことでやっとなる学校もありました。本当にそれをしとる学校の生徒のコメントがあったときに、なかなか、自分の部屋に入った感覚があつて集中できるとかいう子供も中にはおったんです。全てじゃないと思うんですが、今後、教室の部屋とかとれない場合は、そういったこともやっていこうと思うのか、今言われたような取り組みをされていくのか、お答え願えたらと思います。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） コロナに関しましては、本当に初めてなことばかりでございまして、いろんな事例を参考にしながらですね、各校が工夫してまいりますので、一律この方法しかやらないということとはございません。今言った方法も試していくことはあろうかと思ひます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 本当に様々な変化があると思うので、対応をしっかりとお願いしたいと思います。

ちょっと空調の話になって申し訳ないんですが、幸いにですね、江田島市の小中学校は全て普通教室の教室にはエアコン設置されておりますが、これは私も確認済みなんですけど、例えば音楽室とか工作室といった、ちょっとさっき次長が言われた3密をちょっと防ぐのにちょっと広いんですよ、若干普通教室より。そういったことも考えるときに、そういった音楽室とか、そういった工作室とかいったような部屋に空調機を取りつけるお考えがあるのかなのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 今、御指摘のとおり、各普通教室にはエアコンを全て配置しています。この夏休み授業をするんですけれども、例えば授業の中身によっては特別教室じゃなくて普通教室へ行って、あるいは物を持ってきて、そこで活動するということも工夫できます。また、授業で習う単元というんですけれども、学習する内容を例えば理科の実験等であれば、冬の時期、秋とか冬にですね、単元を時期を変えてですね、実施するとか、だから理科なんかも座学、実験でない学習もありますので、それは普通教室でもできますので、そういうふうな内容とか時期の工夫をしながら対応してまいります。

あと、今、検討しておりますのは、特別教室にもエアコン等ですね、できることはないのかなという、そういうのは今検討はしているところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 教育長の言われることよくわかるんですが、さっき岡野議員さん言ってましたけど、災害が起きたときに学校をそういった収容施設としても使えると思うので、子供たちが今から夏休み等もあって、生徒数が多ければ部屋の中の空調もききにくい、窓も開けとるわけですから、特に空調ききにくいとかいうのがあって、広い部屋であればちょっと空気の流れもよかったりとかですね、そういった細かいこと考えて申しわけないんですけど、そうすることがちょっと、先々も考えたときにいいのかなとは思って、これ私の提案なんですけど、ちょっと言わせてもらいました。よく検討してもらえたらと思います。

じゃ、次行きますけど、次に給食がですね、どうしても手で握ったりとか、例えばおしゃべりして配膳したりとかするような格好になって、どうしても何か、私らは思わんですけど、気持ち悪がる親御さんとかもいらっしゃるみたいで、マスクを着用して配膳とかされるんですが、食事をとるときにですね、どうしてもマスクは外さないと食べれないと思うんですね、で、後ろ向いてあんたこれおいしいね、おいしくないねとかいう話もあったりしてですね、そういう会話があったりするんですが、そこらの指導とかは、食に対する指導ですね、はされとるのかどうか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 給食を行う際の注意事項ということでございますが、給食の配食ですね、配食を行う児童生徒及び教職員ですね、は当然マスクは着用しております。衛生的な服装であるか、手指は確実に洗浄したかについて徹底的に確認はするようにまずは指導しております。今度は会食のほうなんです、会食に当たっては対面ではなくですね、スクール形式とし、会話もなるだけ控えるようにというふうな注意はしております。また、どうしても大きい学校になったら多人数で会食を避けるためには空き教室を利用したりですね、ほかの教室で食べるというふうな工夫もしております。

また、給食調理場のほうではですね、栄養バランスとかやっぱりカロリー、こういったのも考えて夏なのでやっていけないといけない、そういったことを考えた上で、配膳等で感染リスクをなるべく軽減するためにですね、苦肉の策なんです、以前より1品品数は減らして、配る回数が少しでも少なくなるような工夫というのはしております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 本当、細かな配慮ありがとうございます。本当、ちょっとでもですね、したことが生徒とかまた親御さんにもですね、安心を与えたいと思いますので、今後お願いしたいと思います。

ちょっと行事のことで聞きたいんですが、このコロナ感染の問題によってですね、多くの行事も例えば運動会が中止になったとかですね、お聞きするんですが、今後もそういった行事が中止されるんか、親とかは行くのも楽しいんですけど、特に楽しみにしているのは生徒自身がですね、運動会がなくなったとか、遠足なくなったとかいうて、この間小ちゃい子が言ってましたんで、今後もそういったことをずっと中止されていくんか、検討しながらやっていくんか、ちょっとそこら教えてもらえたらと思います。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 本当にこれ、私も学生の頃は楽しみにしていた行事。小さい行事に関しては今のところまだ流動的でございます。ただ、運動会等は中止ということでございます。特に楽しみに、子供が楽しみにしているというのは、やっぱり修学旅行とか文化祭なんかはやっぱりどうしてもやりたいなと思っております。

今の段階でございますけど、小学校では9月か10月に関西方面への修学旅行を予定しております。中学校は、12月か1月に関東方面への修学旅行というのを今予定しております。気持ちとしてはですね、予定どおりの行程で実施させたいというふうには思っておりますが、この修学旅行の実施については、やっぱり感染防止対策、これを最優先としながら、その教育的意義とかですね、児童生徒の心情等にもしっかり配慮して、時期や旅行先については今現在、業者のほうとですね、しっかり検討しているという段階でございます。

また、文化祭、これについてもですね、本当楽しみな行事なんですけど、行事の意義や必要性を確認しながら検討しておるということでございます。こういった行事も子供たち本当に楽しみにしているので、気持ち的には本当に実施したいというふうには思っておりますが、現段階ではまだごめんなさい、検討中としか答えられないということでございます。申しわけございません。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 本当、私もそういったのはすごく楽しみなほうだったんですよ。本当、先日もテレビで高校生の高校野球が中止になったわけで、高校生の男の子が真っ黒い顔の子が涙を流しながらですね、大会が中止になったということをすごい悔しそうに泣いとった部分を見て、こういった小中学生の子供も、そういった1つの行事でもこの子らにとっては大きな意味があるんだろうとかいうふうには感じながら思ったんで、ちょっとお聞きさせてもらいました。

じゃ、今日はこれで最後になりますが、この夏もですね、大変厳しい暑さをですね、暑さに見舞われると思います。そこで心配なのが、熱中症です。私も今日もこれマスクしてますけど、この部屋は快適なんですけど、外をこれつけて歩いたときにですね、すごく暑さを感じて気分が悪くなると思うんですよ。そういった部分で生徒児童に対する健康を留意するための予防策はですね、どういうふうにとられておるのか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 一番本当にこれからは熱中症などの健康被害というのが本当に予想されると思います。熱中症の予防についてはですね、これまでも小まめな水分補給や温度調節に配慮はしてきております。さらに感染予防のため、マスクの着用、これについて天候の状況等により、熱中症などの健康被害、これが発生する可能性が高い場合には換気や十分な距離を保って、児童生徒にはマスクを外すような指導をしているかというふうに思っております。やっぱり熱中症というのがこれから本当に切実な問題にはなってくると思いますので、できればマスクはするんですが、どうしても危ないなというふうなときにはマスクを外して距離をとるような工夫をしていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 最後、本当くどいようですが、今回のコロナ感染は収束の見込みがまだ本当にわかりません。今後も行政職に関わる皆様のお力によってですね、安全で安心なまちづくりのさらなる構築のため、活躍していただくことを期待して一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、6番 平川議員の一般質問を終わります。

延 会

○議長（吉野伸康君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にして延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

したがって、本日は、これにて延会することに決定しました。

なお、2日目は明日午前10時に開会しますので、御参集をお願いします。
本日は、御苦労さまでした。

(延会 15時55分)